

令和2年第7回(9月)川南町議会定例会会議録

令和2年9月9日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年9月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中津 克司 君 (1)ふるさと納税制度について
(2)町内における交通事故の防止について
(3)川南湿原の環境保全について
- 2 米田 正直 君 (1)地域医療について
(2)学校給食無料化について
(3)主要農産物種子法の廃止について
(4)公共施設の喫煙室設置について
- 3 川上 昇 君 (1)選挙公営の取組みについて
(2)議会本会議のライブ・録画中継配信について
- 4 蓑原 敏朗 君 (1)第1期総合戦略
(2)第2期総合戦略
(3)公立・公的病院再編
- 5 中村 昭人 君 (1)コロナ対策について
(2)地域通貨(トロン)について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永友 靖 君	選挙管理委員長	永田 雄三 君

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） おはようございます。大型で非常に強い台風、最大級の警戒をと予報され、大変心配された台風一過。町内では、町長が報告されたとおり、大きな被害もなく、安堵しているところです。

コロナ禍で新しい生活様式、マスク着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止策が当たり前の今までと異なる日常生活が営まれています。我が町も、7月に15人の感染者が確認されましたが、その後、新たな感染者は確認されていません。その際、嫌な思いをされた方もいたと聞いています。情けは人のためならず。相互扶助のまちづくりに努めたいものです。

それでは、一般質問通告書に基づき質問いたします。

1番目、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は、税収の少ない地方の救済に関する議論から、税収格差の是正を目的としたもので、出身地等、お世話になった地域に恩返しし、地域活性化につなげることが狙いで、平成20年から始まりました。制度本来の趣旨は、寄附者から自治体への応援です。寄附金を使った町民サービスの向上や用途の明確化に努め、地場産品を通して共感してもらえる姿勢を貫くことが不可欠です。

総務省が8月5日に発表した昨年度のふるさと納税寄附額、自治体別で、都城市が2位、都農町が6位でした。都道府県別の最多は北海道で断トツでした。次いで、鹿児島、佐賀、宮崎の順で、新鮮な海産物や農産物など、魅力的な返礼品を用意できる自治体が上位を占める傾向にあったと報告されています。

我が町のふるさと納税は、平成23年6件135万4,000円、平成24年11件109万5,000円、平成25年19件171万5,000円の実績でした。平成26年度から本格的に取り組み、地場産品PRも兼ねたふるさとからの贈り物を充実させ、平成26年度1万1,299件1億6,962万1,000円の実績でした。この時点で、高鍋町19件327万円、都農町202件388万円と大きな差をつけていました。自治体間の競争が激しい中、我が町の財政改善や知名度アップに貢献しています。

担当課、当時の産業推進課ですけれども、平成27年版ふるさと納税特典商品カタログを作成し、平成27年度3万5,370件5億7,599万7,000円の実績。その後、平成28年度8万1,491件11

億2,641万6,000円、平成29年度10万119件11億9,630万2,000円、平成30年度7万805件8億8,726万7,000円、平成31年度5万7,538件8万3,537万4,000円となっております。

町長に伺います。ふるさと納税に対する首長の取組、考え方で地域が変わると言われています。

まずは、3項目お伺いします。

最初に、地域活性化にどのように活用され、効果はどうだったのか。

次に、今までの取組方、取扱い実績に対し、どのように評価しておられるのか。

最後に、今後具体的にどう取り組まれる考えか、お伺いします。

ふるさと納税制度の関連質問と町内における交通事故の具体的防止策、川南湿原の環境保全策、2点は質問者席にて伺います。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの中津議員の質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税についてでございました。

まず、1点目でございますが、どのように活用したかということで、議員が言われたとおり、首長の考えで、いろんな取り方があるということは、そのとおりだと思っております。我が町として最も大事にしていることは、町を元気にするという目的で取り組んでおります。議員が言われたとおり、平成20年にスタートしたものではありませんが、我が町としては、26年から本格的に取り組ませていただいたところでございます。

その中で、返礼品、これがいいか、悪いか、別にして、返礼品を扱う事業者がまず所得向上、それから雇用の創出、そして後継者を育成できる、この3点を常に重点的に取り組ませていただきました。つまり、自分の町でできる事業を自分の町でつくり上げて、しっかり時代でつないでいくということが、我が町のふるさと納税の基本でございます。

2つ目のこれまでの状況、具体的な取組ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、26年から非常に好調でスタートしまして、29年には12億近くまで行ったところでございます。御承知のとおりですね、それから、産地間競争というか、返礼品の競争が激化したのは事実でありまして、我が町も、30年、31年と、令和元年になりますが、8億から9億ぐらいの間になっております。しかしながら、総務省の方針によりまして、一律で返礼品の割合も指示されまして、その後、我が町も見直しをかけまして、返礼品のいろんな提案をさせていたおかげで、昨年 하반기 から非常に伸びておりますし、今年度も昨年以上の数字が出てきていると思っております。

最初に事業者のことを申しましたが、とりあえず、出せばもうかると、そういうものではなく、やっぱり、思いある返礼品、選ばれる特産品づくりのために、しっかりとお互いに意見を出し合ひまして、町の事業者が一体となった取組を実施していきたいと思っております。

今後につきましても、本来の趣旨でありますふるさと納税でありますから、我が町にとって、大きな財源であるというのは、間違いない事実でございます。

今後、応援したいと思われる川南町になるために、寄附を頂いた皆様のいろんな御意見も参考にしながら、それから、しっかりと事業者、そして議員の皆様と、これからの川南の将来について有効に活用させていただきたいと考えております。

○議員（中津 克司君） では、関連事項の質問をさせていただきます。

ふるさと納税に関することを伺いますが、ふるさと納税仲介サイトとは、どのようなシステムなのか、御説明をお願いします。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 中津議員の御質問にお答えします。

仲介サイトということですが、現在、川南町ポータルサイトというのがあるんですけども、ポータルサイトの間では、仲介業者というものはありません。ですので、今、活用しているのは、ポータルサイトのほうを活用させていただいております。

○議員（中津 克司君） では、今、申されたポータルサイトということですが、ポータルサイトはどのような業者に、いつから業務委託しているのか、伺います。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 中津議員の御質問にお答えします。

ポータルサイトの開始時期でありますけども、現在利用しているポータルサイトは6つあります。ふるさとチョイス、楽天、さとふる、ふるさと本舗、a u P A Y、ふるさとパレットの6つになります。

ふるさとチョイスが平成26年度から、楽天が平成27年度から、さとふるが平成29年度から、ふるさと本舗が平成30年度から、a u P A Y、ふるさとパレットが令和2年度から利用しております。ポータルサイトの利用料といいますか、手数料は、そのサービスの内容になって、一概に比較はできないんですけども、大体7%、寄附額の7%から12%の間で契約を結んでおります。

以上です。

○議員（中津 克司君） 次に、聞こうと思っていた業務委託料の差を答弁いただきましたけども、インターネットで検索すると志布志が目立つわけですけども、志布志市ですね。業務委託手数料の差によって、宣伝広告媒体として、自治体間の取扱いに差があるのか、お伺いします。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 中津議員の御質問にお答えします。

ポータルサイトの活用の差ということですがよろしかったですかね。ですけども、ポータルサイトは、それぞれにサービスの内容を提示しておりますので、あとは、そこに、いかに、こちらのほうが、商品の魅力ある商品を提供できるか、写真を提供できるかということですので、そういった写真の提供、魅力のある写真の提供、もしくは検索にかかりやすいキーワードの設定を頑張っていきたいと思っております。

○議員（中津 克司君） ただいまの答弁に関連しますけれども、ポータルサイトを開いてみますと、ギフトカタログ化しています。官製通販とも揶揄されているところです。その中で、どう我が町を具体的にアピールしていくのか、伺います。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） ギフトカタログ化というのは、パンフレットのことでよろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

冊子として作成しました返礼品等パンフレットは、インターネットの環境をお持ちでない方へのアプローチとして、県のアンテナショップとか、町人会、県人会で広報用として活用していきたいと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） ちょっと趣旨が違ったようですが、インターネットを開いたときに、川南町が出てきます。その中で、商品が、商材が紹介されていますけれども、それが官製通販と揶揄されているということですが、そのインターネット上の川南町の通販サイト、それをどう我が町をアピールしていくのか、伺います。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） ポータルサイト上での川南町のアピールということですが、川南町のほうは、特産品がたくさんありますので、地場産品のほうですね。そちらのほうを、より利用者、寄附者の目にとまりやすい写真の、魅力ある写真の撮影に努めて掲示していきたいと、そういった視覚でまず訴えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） では、伺います。

返戻品の取扱業者、品目数の推移はどうなっているのかお伺いしますが、ちなみに、先ほど2位になっている都城市ですけれども、昨年度返戻品の協力事業者は85社から100社に増え、返戻品も750品目から950品目に増加したというふうに聞いております。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 中津議員の御質問にお答えします。

事業者数の経緯と返戻品の数の推移ということですが、本格的に取り組みましたのが平成26年度からということで先ほど町長からの答弁がありましたけれども、平成26年度で20社、40品目の取り扱いとなっております。それから、徐々に伸ばしていきまして、令和元年度には65社、682品目となっております。品目数で言えば、当初の平成26年度の約17倍の品目数となっております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 実績を挙げている市町村と比較すると返戻品の数、業務委託業者とも少ないわけですが、今後具体的にどう増やしていく考えかお伺いします。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 今後の取組ということで、中津議員の御質問にお答えします。

今後はやはりリピーター川南町とか川南町のファンを増やすための取組が必要になるかと思っております。やはり寄附者が満足する返戻品の提供に努めるのが1番かなと考えておりまして、返戻品そのものの品質向上、高品質の維持ですね。あと、返戻品を通して川南を知っていただく仕掛けづくり、先ほどのちょっとパンフレットの多い話をしましたけど、リー

フレット等の送付、あとメールマガジン等でアピールしていきたいというふうに考えております。

また、寄附者からの問い合わせや丁寧な対応などが、そういった細やかな心配りが今後川南町のファンとかリピーターの獲得につながると思っておりますので、そういったところも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 例えですけれども、都城市では事業者の対応力向上や地道なPR活動が高い評価を得て、寄附増額につながったとのことですので、一応申し添えておきます。

次ですけれども、返品を寄附額の30%以下の地場産品に限定する新制度に昨年6月移行しましたが、ルールは守られているのか。また、寄附金の半分以上は地域活性化に使うべきとの考えから、調達費に送料などを加えた経費の割合は50%以下との定めは守られているのかお伺いします。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 中津議員の御質問にお答えします。返品割合とあと経費等の割合についてとのことですが、昨年国のほうにしっかり報告をしております。返品調達にかかる費用が全体の27.1%となっております。それ以外に返品品の送付にかかる費用とか、広報、決済、事務、その他の費用がかかるわけですが、そういったもの全て含めまして46.3%ということで規定の5割以内を守っている状態です。

以上です。

○議員（中津 克司君） 先ほどから言いますように、川南町の豊かな食材をアピールし、寄附者、リピーターを増やし、自主財源確保に向け、具体的にどのように取り組むか。新人担当課長ですけれども、担当課長の意欲のほどを伺います。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 担当の意欲ということで御質問のほうにお答えしたいと思います。

担当課としましては、やはりふるさと納税制度を活用して、町を元気にするということが第一に考えて取り組んでおります。先ほど町長が申しましたように、そのための事業者の目標として、所得向上、雇用創出、後継者育成の3つを目標として挙げております。これを達成することによって強い事業者を育てることができると思っていますし、財源確保につながると思っております。今後もこの強い事業者が地域の活性化の機動力となると思っておりますので、しっかり制度があるうちはあるうちも、またその後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） ひたむきに取り組まれて、実績を上げられることを祈っております。頑張ってください。

次です。ふるさと納税制度は地域活性化を目的としていますが、どのような効果、どのよ

うな変化をもたらしたのか調査してみました。私がまず注目したのが都農町の動向です。ふるさと納税受入額、平成26年度、先ほど申しましたが388万円。その後、7億300万円。50億900万円。79億1,500万円。そして、平成30年度、96億2,700万円と、全国でもトップクラスの実績です。平成26年度一般会計当初予算は51億9,500万円、財政調整基金が8億5,000万円、基金全体で14億4,000万円。総合政策課はまだ交付金頼りというところがある。税収増などによる自主財源拡大を進めたいとしています。それが、翌年からふるさと納税に本気で取組、数多くの仲介サイトを積極的に活用し、自慢の地場産品を返品としたことで寄附額が増え、令和元年度の一般会計当初予算は173億1,300万円と過去最大、うち自主財源が129億4,484万円で7割を占め、基金は約46億円と報道されています。歳出では、ふるさと納税業務委託料含む、物件費が55億3,451万円で、全体の32%と大幅に増加しています。

町長に伺います。我が町にも自慢できる返品はたくさんあります。川南魂を発揮したいものです。隣町のこの躍進をどう思われますか。

○町長（日高 昭彦君） 川南魂と言われましたが、隣町も都農魂ということで。我が町は川南気質という言葉に置き換えておりますが、基本的にやはり自分の町をいかにどうしたらいいかというのは常にトップは考え続けるものであると私は思っております。それは、いろんな方法があると思いますが、我が町は自分たちでできることを自分たちでやりたいという強い信念でやっておりました。結果的に、先ほど言われました都城、都農はしっかりと他の業者、他の産品も受け入れたということは非常に評価できるであろうと思いますし、私は私の町に目標どおり進んでおりますのでそれはそれで十分満足しているところであります。

○議員（中津 克司君） 実績は町長の目標、計画どおりということで伺いました。

次に注目したのは高鍋町です。平成29年度、我が町は受入額11億9,630万円と過去最高の実績でした。ところが、前年度5億7,854万円の高鍋町が25億6,917万円と一気に2倍の差をつけられました。町長、この高鍋町に差をつけられ、追い越されたことは御存じでしたか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、高鍋もやっぱり民間の力を使って、しっかりとやっておるのは随時情報は入っておりますので。それは参考にしながらしっかりと軸はぶれずにやってきたつもりでございます。

○議員（中津 克司君） 中身を職員に精査するよう、指示されましたか。

○町長（日高 昭彦君） 私が指示する前に職員が自ら動いておりました。

○議員（中津 克司君） 実は、この年の2月、新町長が誕生しています。今の町長ですね。私はリーダーシップの大切さを痛感しましたが、町長はいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申しましたけれども、リーダーというのは常にその覚悟がいてお思います。

○議員（中津 克司君） 新制度移行後のふるさと納税受入額が8月5日に発表されましたそれによりますと、川南町5万7,538件、8億3,537万円、都農町27万465件、52億833万円、高鍋町8万9,862件、16億1,503万円と、我が町は件数、金額とも両町の後塵を拝しています。

この現実を踏まえ、自主財源確保にどう取り組むか。話しは飛躍しますが、中学校を統合し、令和8年4月開校を目指し、学校施設整備及びその周辺整備計画にも着手いたします、と町政運営方針で明言されました。また、立地適正化計画事業補助金の活用できることも説明いただきました。今後、紆余曲折あると思いますが、私案ですが、私の案ですが、ふるさと納税は中学校統合新設と使い道を指定した寄附も募ることができます。国内いたるところで活躍されている唐中、国中出身者に発信し、賛同を得ることも可能です。中学校統合新設は歴史に残る事業です。町民初め、関係者に発信し、理解を得て、盛り上がりをつくり、町外在住の卒業生も集えるよりよい施設をみんなで作る覚悟があるのか、町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） アドバイスありがとうございました。まさにその通りだと思っております。

その前に財政再建、財源確保というのはもう就任当初からずっと計画にあっておりますので、これまでの20年間、これからの20年、30年、50年という数字も想定しながら、一過性のものに終わらずやっていくべきだと思いますし、それを現に副町長以下、総務課長、財政担当がずっと計画を練っているところでございます。

今言われた新中学校につきましても、今年度運用しておりますふるさと納税についても寄附者の希望は当然取っております、1番多いのが実は88%が町にお任せという形ではありますが、これから新しい方式として、議員が言われる目的をしっかりと表示しながらやることは大きな可能性を含んでいると考えております。

○議員（中津 克司君） 盛り上がりをつくる、理解を得るということで、1つふるさと納税をうまく活用していただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次にいきます。コロナにどう立ち向かうか、県内首長インタビューで宮崎市長は、市では既に財政調整基金を取り崩し、対策を打っており、地方創生臨時交付金の増額を国に要望していきたい。一方、都城市長は、ふるさと納税の寄附額が大きい都城市はその財源を活用し、より早く、より大きな事業に取り組むことができると言っています。ちなみに、令和元年ふるさと納税寄附額は宮崎市4億200万円、都城市106億4,500万円です。我が町はどうか。町長の忌憚のない感想をお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、ふるさと納税、納税である以上、第一義はやっぱり財源として活用するのがいいかと思っております。そう言いながら、我が町、私としてはそこに事業者をともに育てていただくということで産業の創出を大きな柱にはしております。今、宮崎市と都城の例を言われたとおりであります。やはりふるさと納税は、努力をすれば、アイデアがあればいろんな展開ができると思いますので、議員のアドバイスを受けながらしっかりやっていきたいと考えております。

○議員（中津 克司君） 今回、9月定例会に提案された決算認定の提案理由において、本町財政におきましては多くを地方交付税等に依存しており、国の施策に影響されることが大きいのですが、自主財源の確保を行いながら、効率的な町政運営に務めたところでござい

ます、と説明されました。ふるさと納税を本格的に取り組んだ平成26年一般会計当初予算の歳入に占める地方交付税割合が35.7%でした。その後、35.4%、31.1%、28.6%、22.4%、そして平成31年、25.4%となっていることを申し添え、これは、答弁は要りません。次にまいるしたいと思います。

2番目です。町内における交通事故の防止について、お伺いします。防止策として具体的にどのような取組をしているか、伺います。交通安全協会で仕様をいただけてきました。それによりますと、県内における令和元年の交通事故死亡者数は、昨年より5人多い39人で、特に65歳以上の高齢者の死者数は29人と、全体の74.4%を占め、過去最高で大変厳しい情勢とのことでした。交通事故の特徴ですが、時間帯では17時から19時までの間の発生が多かった。道路形状別では、交差点、交差点付近を含むでの発生が最も多かった。類型別では、追突事故と出会い頭事故が全体の66.3%を占めた。第一当事者の年代別では、高齢者、65歳以上の事故が最も多かった。原因別では、前方不注意、動静不注意、安全不確認等が全体の73.9%を占めた、と報告を受けました。

町長、県内における交通事故の状況は以下のとおりです。町長も運転されますし、町内の道路事情には精通しておられると推察します。町内における交通事故防止には、町としてどのような取組が効果的だと思われませんか。質問します。

○町長（日高 昭彦君） 交通安全は身近な問題であり、非常に大切な問題であると思っております。一つには通学する子供たち、それから今言われた高齢者に対する危険というんですかね、そういうことで非常に大事な問題で捉えておりますが、対策としては、一つはハード面、歩道橋を造る、横断歩道を造る、それから歩行帯を造るというものと、もう一つはソフト面ではありますが、ずっとこれまでもやってこさせてもらっていますのは、ソフト面を中心に、春夏秋の交通安全運動期間、冬は飲酒運転月間ということで非常に期間が長くなりますので、その間に学校関係者、それから交通指導員、地域住民の方々、議員の皆さんの中にも毎朝立っていただいている方もいらっしゃると思います。そういう皆様、それから警察、県関係、それから車の整備士の皆さんとか、地域一体となって交通安全には取り組んできているところだと思っております。

県内の状況については議員からお知らせいただきましたけど、町内で言うと、平成26年が5年前であります、132件ありましたが、昨年は66件と半減していると思っております。これが一過性にならずに、少しずつ減ってきておりますので、しっかりとした結果につながるよう、今後もさらに職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

○議員（中津 克司君） 交通安全の施策として、交通安全対策についてはまちづくり課が、また道路の安全対策については建設課が担当しておりますが、具体的にどのような取組をしているのか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおり、最初にまちづくり課、それから建設課に答弁させます。

○まちづくり課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。取組としましては、先ほど町長が申しましたように、住民への啓発、そういったものに取り組んでいるところがございますが、今年度から新たな取組を行っております。まず、安全運転サポート車を購入した方に対しまして助成金を出すということで、3万円の助成金を助成するようしております。また、後づけで安全運転支援装置を搭載した方に対しては、2万円の助成金を交付するようしております。また、高齢者に対して運転講習会を実施することにしておりますが、これは自動車学校と連携して、希望者ではありますが、このような取組も行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○建設課長（大山 幸男君） 中津議員の御質問にお答えいたします。建設課といたしましてはハード面ということで、カーブミラーを設置したり、グリーンベルトの設置、また区画線の更新とか支障木の伐採、横断歩道の設置ですね、そういうことを実施しております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 町長に伺います。以前、同僚議員からも質問したと聞いていますが、唐中入り口からローソンまでの塩付の国道10号線ですが、路面の劣化は著しく、中央の黄色区画線、片側の追い越し車線——白線ですが——等もいずれも消えており、夕方から夜間走行時の対向車のライト、また昼間でも豪雨のときは中央線確認もできず、非常に危険で、重大事故発生は十分に予見できる状況です。また、東地区中学生の通学路でもあります。町内での重大事故防止策、町の責任として国土交通省に改善、改修を強く要望すべきと思いますが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 子供たち、それから住民の安全を守るのは、当然我々の仕事でありますので、今言われたとおり国、県に対しても、今回は国道ですので当然国ですが、間に県にも入っていただく。そういう定期的な協議会がございますし、具体的には川南町通学路安全推進協議会、そういうのもあります。それがあっても、なくても、我々は声を出してしっかりと伝えるというのは仕事だと、任務だと思っておりますので、議員の言われるようにしっかりとやっていきますし、これまでもやってきましたし、より以上にこれからもやっていく覚悟であります。

○議員（中津 克司君） 対応するということですがけれども、具体的に要望するなら、誰が、いつまでに国土交通省に要望するか、お願いします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申しましたとおり、これは川南町という枠で当然できますが、それは児湯郡であり、町村会議であり、道路国道10号線といえば沿岸の沿線の市町村長とともに、常に国とは連携を取ってやっております。ですから、誰がいつということではなく、常にやっているというふうに私は認識しております。

○議員（中津 克司君） 常にということをいただきました。では、休憩時間に国土交通省、佐土原にある黄色いパトで回っているところがありますが、そこ辺に要望はすぐしてい

ただけというふうに思っております。

では、次ですけれども、私も車を運転しますが、車線が明確に表示されている道路は事故防止に直結し、気持ちよく緊張感をもって運転できます。そして、町全体のイメージアップにもつながると考えています。私が考える交通事故防止策の一つとして、町道のハード面の環境整備、車線区画線について伺います。特に交通量の多い本線、1級町道では、中央線が消えているところ、中央線が確認しづらいところが散見され、自動車学校で最初に教わった運転の基本、キープレフトができない状況です。脇道から本線に入る際のとある標示が消えているところもあり、大変危険です。

また、小中学校周辺の横断歩道その他の標示等、子供たちの安全は守られているのか。ソフト面になりますけれども、子供たちも横断するときは手を挙げて運転者に意思表示をすることを徹底すると、これは学校での指導が大切になりますけれども、これらを含め、町道の交通安全対策は講じられているのか、車線、区画線の現状は把握しているのか、伺います。

○建設課長（大山 幸男君） 中津議員の御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、町内道路には区画線が消えかけている路線が多くあります。1級町道につきましては計画的に舗装、打ち替えを行い、復旧しています。2級及びその他の町道につきましては、交通量、通学路指定の状況等を考慮して復旧していきたいと考えております。今年度につきましては、番野地・十文字線、国道の農大校の前の信号交差点から約2,500メートルの外側線、中央線の更新を計画しているところであります。今後も計画的に更新を行いたいと考えております。

また、横断歩道と予告マークですね、タイヤマークにつきましては、公安委員会が設置していますので、高鍋警察署に要望していきたいと思いますが、高鍋警察署から連絡をいただいた上で町で施工しても構わないというお話もいただいておりますので、緊急性、予算の状況等を考慮して施行していきたいと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 令和2年度の実施計画書、また先ほどいただいた令和元年度の決算成果表ともに道路環境の保全、整備予算は工事請負費として前年の同額ということで400万円計上してあります。現状を把握しているが、区画等に不備があると。現状がそうですね。ということは、予算が不足しているというふうな了解で、理解でいいわけですね。

○建設課長（大山 幸男君） 中津議員の御質問にお答えいたします。限られた予算の中で維持補修はやっていっております。大がかりな工事を伴うものについては随時予算要求をして、改善していくというような流れで行っているところであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） 町民からいろんな要望があります。できない理由として、予算を計上していないと断られます。町長、昨年、町民が町内で31件の事故を起こしています。交通事故は本人、家族、相手方ともとても辛い思いをします。道路は血管と同じスムーズな

流れが大切で、運転しやすい町道の環境づくりは町の責任です。交通事故防止に必要な不可欠な町道の車線、区画線等の安全対策予算は考慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、住民の安全を守るという我々の最大の任務がございます。それに関して、きれいごとを言いますが、やはりいろんな努力をして、結果として予算がないことはあるかと思いますが、当然、議員が言われるように、やっぱり100%やるつもりでいろんなことを企てて、結果としてはいろんな批判は受けているところでございます。しっかりと今後も住民の安全のためには努力してまいりたいと思います。

○議員（中津 克司君） 先ほど400万円の予算と申しましたが、これを多少なりと増額するという考えはありませんか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、思いがある以上、増額したいという思いは当然ありますが、予算は2つの方向性を持っておりますので、やはり現場から積み上げてきた数字、そして残念ながら次年度の税収、交付税を予測した全体の形、全体から下ろしていく場合、下から積み上げていく。両方をしっかりと見ながら総合的には判断をさせていただきますが、言われるように、命にかかわることというのは、やはり最優先事項だとは常に認識しております。

○議員（中津 克司君） 交付税の話も出ましたけれども、だからふるさと納税頑張りましょうよというふうなことを申し上げておきたいというふうに思います。

次に行きます。川南湿原の環境保全について伺います。

対策は万全か。入り口右側に国指定天然記念物川南湿原植物群落という大きな説明書きがあり、最後に、「このような学術的に貴重な植物が自生する川南湿原を有効な保全活動を通じて、少しでも永く後世に伝えて行きたいと願っています。」とあります。

以前、私の質問に対し町長は、非常に大事な資源として大切に扱っていききたい。また当時の教育長は、町の誇れる資源と同時に、文化的な教材としてすばらしいと答弁いただいています。町長、最近川南湿原に行かれましたか。

○町長（日高 昭彦君） 最近という質問で申しわけございません。コロナの問題が出てからは、イベント等がありましたが行っておりません。行ったのは春だったと思います。今年の春先に行ってから行ってないと思います。

○議員（中津 克司君） 川南湿原を守る会の方々とお会いしました。環境保全はこのままで大丈夫か、非常に危惧されています。新橋溜池南側に排水口があるのは、以前町長も確認いただいています。現状は、雨水、汚水が流入し、排水口付近には水の色も異なり、空き缶が浮いていました。アオノリが張り、有害水草であるヒシが繁殖し、今駆除しないと池一面を覆うと心配されています。

一方、湧水部は川南湿原の固有種であるエダウチシロホシクサが増えつつあると、会長が非常に喜んで笑顔で話されました。しかし、湧水が滞留する箇所になるとアオノリが張っています。トンボの幼虫であるヤゴが水中で生育できず、トンボが減少したとのこと。一

部では、口蹄疫から10年、埋却地の地下水の影響を心配する声もあります。

そこで、どのような水が流入しているのか、排水口、湧水部、そして池の全体の何か所か水質検査を実施し、専門家を交えて実態把握をする必要があると考えますがいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、川南湿原については、世界的にもここしかないという固有種もございますし、本当に大事な資源であるというのは十分認識しておりますし、一昨年ですかね、全国草原サミットの中の会場としても湿原の部で開催をさせていただいたところでございます。

今言われる水に関しては、議員も御承知のとおり、町道からの道路排水というのが国立病院の中を通過して一部入っているのは事実でございます。この地域は、公共下水道区域でございますので、しっかり家庭からのそういう排水に関しては整備するように進めていきたいと考えております。

それから、湿原の環境、いろんなことについては教育長のほうに答弁をしてもらいます。

○教育長（坂本 幹夫君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

川南湿原の環境保全対策につきましては、既に外周フェンス、観察道、管理棟、監視カメラ等の設置やため池のしゅんせつ、それからのり面停滞工事など、国の補助事業を活用しながら、ハード面での対策を行ってきました。

また、ソフト面におきましては、今言われますように、川南湿原保護委員会を開催して専門家の方からの御意見、御助言を受けて環境保全対策に生かしております。

直接的な環境保全対策につきましては、川南湿原を守る会と委託契約を締結し、川南湿原の管理、保全を行っていただいています。

湿原の一部が緑の藻で覆われているところがあります。排水や雨水が流入しているとの原因が思われますので、水質検査につきましては年1回ほど行っております。水質検査としては、窒素成分が多めでしたけれども、これは例年検査時期を3月に指定しているということにも関係するんじゃないかと思えます。

一般的にこの時期は、田植え前の肥料散布などの影響で、表面地下水の富栄養化が進むと考えられております。そうした影響度合いを把握する目的から、この時期を選定しています。結果、窒素成分は多い数字でした。また、大腸菌群数が昨年を一昨年と比べ多い結果となっております。その他の結果は余り変化もなく、水質は安定すると考えていますが、関係課と協議をして、今後対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 大腸菌の話が出ましたけども、以前、埋却地周辺の井戸の水質検査を質問しました。128か所で調査し、大腸菌等発生40か所、硝酸態窒素の高かった井戸47か所との答弁でした。現状はどうか伺います。

○環境水道課長（篠原 浩君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

公的関係の埋却地周辺の井戸の調査についてでございますが、埋却当時は口蹄疫130か所、鳥インフルエンザ5か所の採水を行ってございましたが、令和元年度では、口蹄疫が43か所、鳥インフルエンザ1か所の採水を行っております。

主な調査項目としましては、硝酸性の亜硝酸性窒素の状況を見ている状況でございます。この部分については、埋却当時、臭いや色の異常等があったと聞いておりますが、硝酸性亜硝酸窒素の数値の基準については、平成27年から29年までは基準値内におさまっており、30年以降に1か所、2か所、基準値をオーバーしている周辺井戸が見られた状況でございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、川南湿原の環境を守り後世に伝えるために、どのような行動が必要と考えるかお伺いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 中津議員の御質問にお答えします。

今後の保全活動につきましては、引き続き湿原を守る会の皆さんと協力しながら環境保全を行っていく予定でございます。湿原のすばらしさを町民に知ってもらうための広報活動、あるいは湿原に興味関心のある方を湿原を守る会に勧誘するなど、地道な活動を今後も続けていきたいと考えています。

また、冬に草切りや草出し、野焼き作業を町職員と湿原を守る会の皆さんと行いますけれども、その際にボランティアの方も募集し、参加していただいています。この活動も湿原の価値を理解していただける機会になると思っております。

教育委員会としまして、川南町の大きな財産としての湿原を、町民が誇りに思う川南湿原を守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 町長はいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 同じように、やはり文化であるとか、そういう自然であるとか、非常に長い時間と人々の先人の努力によって積み上げられたものも一瞬の出来事で壊すこともあるかと思っておりますので、そうならないようにしっかりと次の時代につなげていくのが我々の仕事だと思っております。

○議員（中津 克司君） 町道側溝の汚水、雨水は、宮崎病院内の敷地を横切る地下水路を通して排水口から流入しています。宮崎病院からの排水も途中で接続され流入していると聞いています。

また、線状降水帯のもたらす異常豪雨時は、病院敷地内の中央道が川のようになって、道路等の雨水、敷地内の雨水も流入してきます。抜本的な改善が必要で、町が川南湿原をどのように捉えているのか、本気度が試されていると感じています。現状をいま一度精査され、宮崎病院、町の担当者、そして現地の状況に精通した川南湿原を守る会の代表、3者による話し合いを実施し、改善につなげたらどうか提案します。いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 未来に向かって可能性があるということは、議員が言われたと

おりしっかり検討すべきであると考えております。

○議員（中津 克司君） 検討ということですが、それは実施するほうに近いのでしょうか、それとも黙認するほうに近いのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、当然100%実施するという思いで全てのことはスタートしております。

○議員（中津 克司君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....
午前10時09分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。ただいま、内藤議員から病気のため早退するとの届出がありましたので、御報告します。

次に、米田正直君に発言を許します。

○議員（米田 正直君） 皆さん、おはようございます。早いもので、議員活動2年目も半期を過ぎようとしています。

昨年暮れからの新型コロナウイルス感染については、終息することを知らないかのごとく全世界に蔓延をしています。我が国も感染者が全国的に広がりを見せ、増加し続けております。ちなみに、世界では2,712万608人——これは9月4日現在ですけれども、88万3,592人が死亡されております。日本におきましては1万2,939人、1,393人が亡くなられております。遠い存在と思っていましたが、東京にも感染者が確認され、非常に心配をしている昨今であります。感染者には1日でも早い回復を祈願し、また、亡くなられた方には衷心よりお悔やみを申し上げます。

加えて、7月豪雨災害では、熊本県を始め、各地区で甚大な被害をもたらしました。被災者の皆様にはお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方が多数おられますが、衷心よりお悔やみを申し上げます。一刻も早い復興を願うものであります。

また、先日の台風10号につきましては、川南町ではあまり大きな被害がないと発表がありました。他地区ではいろんな被害が出ております。衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

では、一般質問通告書に従って質問をいたします。

まず、地域医療についてであります。

2019年9月に厚生労働省は、再編統合など地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検証を要請する病院名を公表いたしました。これについては、病院が立地する自治体の市長から批判が相次ぎ、総務大臣はその対応として「地域医療構想の実現には地域の実情を十分に踏まえた議論が行われることが重要。国と地方が共通の認識を持って取組を進めることが必

要」と発言されています。地方の意見をよく聞くために、国と地方の協議の場を新たに立ち上げることを明らかにされています。当然のことです。

地域医療構想は少子高齢社会の到来に向けて、社会保障税一体改革を進める一環であります。高度急性期病院への医療資源の集中投入を図る。亜急性期や慢性期医療の機能強化と役割分担の明確化。病院間やかかりつけ医の連携を図ること。発症から入院、回復期、退院がスムーズに行われ、早期の社会復帰が可能な体制の構築を目指すこととされています。2014年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療機関が都道府県知事に病床の医療機能、高度急性期、急性期、回復期、慢性期等を報告し、都道府県はそれを基に地域の医療体制の将来あるべき姿について、地域医療構想を策定することになっています。宮崎県においては、7つのブロックにおける医療構想調整会が設立されているようです。

新型コロナウイルス感染症患者は増大し、感染症、指定医療機関の感染症病床は、満床の懸念、軽症者はホテルや自宅待機することが求められています。地方における病床数は多くなく、急増すれば対応できなくなることが予想されます。病院内感染の発生事例もあり、救急や入院、外来の活動を停止、縮小した医療機関が相次いでいます。感染症対策は行政の責務であり、医療上のリスクや不採算な医療であることから、自治体病院、公立病院が感染病病床を持つことは合理的であります。

今回の新型コロナウイルス感染に対する医療体制は、厚生労働省が進めてきた医療構想の前提である医療費の削減のために自治体立公的病院を統廃合、再編すべきという議論は失った。新興感染症への対応を含めた医療提供体制や医療提供の質の向上の視点で議論すべきであるという学者の考え方ではありますが、同感するものであります。川南町には自治体病院はありませんが、公立病院として唯一、独立行政法人国立病院機構宮崎病院があります。公的病院の役割を果たすべき機能を備えた病院の確立。合わせて西都児湯の公的病院としての拠点施設の位置づけはできないものか、町長の地域医療に対する考え方をお示しいただきたいと思えます。

あとの質問は、質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） 米田議員の質問にお答えをいたします。

地域医療の持つ役割というのを議員が今ひどく訴えられたことに感激をしておるところでございます。我々の、我々も川南町も含めて、全国の地域といわれる田舎は、医療、それから高齢化、それが今後の社会という形の中でどう向き合うかというのは大きな課題であると認識をしております。

議員が言われる国立病院機構宮崎病院、いわゆる国立と呼んでおりますが、それに関しては西都児湯郡内の公的病院の拠点施設として位置づけることはできないかということですが、結論からいうと残念ながら町にはそういう権限はございませんけど、しかしながら、県も昨年発表しました宮崎県医療計画、まあ医師確保計画ということの中においては、二次医療圏の中で宮崎国立病院機構宮崎病院が非常に重要であるというのは位置づけされて

おりますので、思いは通じているんだろうとっております。

繰り返しになりますが、我々にとって重要な医療問題というのは非常に大事であるという認識は変わらなくっております。

○議員（米田 正直君） 次に、町内の医療機関との連携であります。新型コロナウイルス感染拡大は医療崩壊も危惧されている状況にあります。現在は、県外等への外出自粛、不要不急の外出自粛は有事とも言える状況にあります。それに対応するため、適切な病床規模や医療機能、それを支える施設、設備、スタッフ等の課題が喫緊の課題であります。公立病院の割合は全国の病院数、病床数とも1割強に過ぎないということです。民間病院の立地が困難な僻地医療や救急、小児、周産期、災害、精神などの不採算特殊部門に関わる医療など、特別の役割が期待されます。感染症医療が国立病院の重要な役割と言えます。平常時には出番のない資機材やスタッフを感染時に備えて確保しておかなければならない感染症医療は、不採算医療の典型と言えます。

総務省が、新公立病院改革ガイドラインを示していますが、内容は地域医療構想を踏まえ、役割の明確化、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しであります。公立病院の経営損益は平成19年度2,003億円の赤字、平成22年度から24年度は黒字、平成25年度以降赤字で、平成30年度は685億円の赤字になっているようです。再編・ネットワーク化では、平成31年3月末時点で全国168病院が再編統合し、49の病院が再編予定であるとしております。民間病院も含め、複数主体の病院が経営統合し、企業団や地方独立行政法人を設立するようなことも行われています。西都児湯医療センターもその一つであろうと思います。

再編・ネットワーク化の取組について、共通した方向性は近隣にある複数病院が競合しないよう、急性期対応の病院と、回復期、慢性期対応の病院とに役割分担を図り、相互に連携することで、スタッフや設備などの医療資源を効率的、効果的に利用できる体制の構築であります。今後は、各地の地域医療構想調整会議の場において、今般の新型コロナウイルスに端を発した感染症の対応の在り方を含め、地域医療の在り方に関する議論が行われることになると思います。

総務省としては、「持続可能な地域医療提供体制を構築するためには、再編・ネットワーク化等による経営改革と地方交付税等による財政支援が車の両輪と認識している。公立病院が地域住民の信頼を得て、適切に役割を果たしていけるよう、今後とも地方公共団体と連携し、的確に施策を講ずる考えである」とあり、現在の新型コロナウイルス感染の現状を踏まえ、今後、地域医療体制の構築が望まれます。

町内の医療機関においては、休日在宅当番医制等を設けていただいておりますが、今後町としては、町内の医療機関の連携をどう有機的につないでいかれるのかお伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

様々な町内の医療機関ございますが、全て町民の生命、それから健康の維持のために御活

躍、御尽力いただいているものと思っておりますし、互いにそのために、互いに必要な情報を共有しながら協力をしていただいているところでもあります。これまでも町と連携して、各種健康診断等に御協力もいただいているところでもあります。これまでも、町と連携して各種健康診断等に、健診等に御協力もいただいております。

様々な医療機関と申しました。しかしながらその大きさに関わらず、各医療期間には住民の健康状態を把握している、いわゆる一番身近なかかりつけ医として、今後とも町民の期待と信頼に応えていただけるよう期待をしておりますし、町としても最大限の協力、努力をしてまいりたいと考えております。

○議員（米田 正直君） そういう形で、町内の住民の健康維持、生命を守るという立場から、ぜひ連携を続けていっていただきたいというふうに思っております。

次に、地方独立行政法人西都児湯医療センターについてお伺いいたします。

休日または夜間における入院治療を必要とする重度救急患者及び初期救急医療施設から転送患者の医療を確保するための救急告知病院、地域災害拠点病院、また一次、二次の医療施設としての役割を担っております。町は、西都児湯医療センターの運営母体であります西都市と協定を締結し、令和元年度、90人の町民が利用をされています。西都児湯医療圏の中核的医療機関として今後も継続されていくと思われませんが、施設の老朽化や、スタッフの問題等もあり、それらを改善する計画があるようですが、今後、町としては西都児湯医療センターに対し、どのようなスタンスで位置づけをされていくのかお伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 議員が言われるとおり、西都児湯医療センターというのは西都市の公的病院で、地域医療を担っていただいておりますが、当然西都児湯圏域の休日、また夜間の外来も受けていただいております、本町も議員が言われるとおり多くの方がお世話になっている医療機関の一つでございます。

同センターには、これまで同様、休日また夜間の外来受け入れをお願いするとともに、新しい病院の建設計画がございます。その建設後にも、本町でいう国立病院とともに、町民にとって重要でかつ必要な医療機関となっていただきたいというふうに、常に考えているところでございます。

○議員（米田 正直君） 西都児湯医療圏の中核的医療機関として、新たな医療資源の整備充実が図られようとしていますが、今後も町は協定を継続していかれると思いますが、そうなった場合の負担金については、従来の1次救急医療部分に限るのか、もしくは施設整備にかかる部分についても負担も入ってくるのかお尋ねをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 地域の医療、地域医療ということで、運営の中には、我々も西都児湯圏内ということで入れさせていただいておりますが、建設費に関しては、我々に負担は来ておりません。

○議員（米田 正直君） 分かりました。参考までにお伺いいたしますが、新しく建設されようとしている施設の設置の場所、それから診療体制は、今までと変わりはないのか、お

尋ねをいたします。

○町長（日高 昭彦君） いろんな報道がなされております。ある報道機関はかなり現在の計画に批判的な態度も示されているようですが、基本的には、少し政治的な色合いはあるとは思いますが。

しかしながら、今の計画というのは、今の現センターの周辺に位置するというので、これからの住民説明もやっていくと聞いておりますし、6月末で医師の3名でしたかね辞められて大変だという報道もありますけど、現理事長によりますと、市、県、それから宮崎大学、しっかり連携を取っていると、年度途中であるので、すぐすぐの補充はできませんが、そこは民間の市郡医師会のほうから補充をしていただいておりますし、結論からいいますと、多くの方が西都市の関係者によりますと、計画どおりしっかりと進んでいるよというふうに、私は聞いております。

○議員（米田 正直君） 診療体制のほうは今までと変わらないのかお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 現時点で、医師が不足しているというのは事実だと思っております。

しかし、医師会のほうから派遣をしていただいて、最低限のことはやっている、そして新年度になってから、またこれまでどおりの体制は組めると、現の理事長は言われているというふうに聞いています。

○議員（米田 正直君） 了解しました。

次、先般宮崎市生目の杜に医療防災の新拠点として、宮崎市郡医師会病院、宮崎歯科福祉センター、いきめの社会営業局が新築移転いたしました。

南海トラフ巨大地震や集中豪雨など大規模災害時の医療体制を担うということでもあります。

新病院のコンセプトに広域重症型の急性期医療、循環器、内科疾患の最新医療、医療防災ゾーンの3つを上げておられます。

医療圏を越えた患者を受け入れるということで、今までも、この医師会病院には多くの町民がお世話になっていますが、今後いざというときのお世話になることだと思っておりますが、町長の医療圏外への医療連携についてお伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 医療について、冒頭に言いましたけども、かかりつけ医、身近なお医者さんが必要であるというのは当然でございますが、議員が言われるとおり、例えば、先ほどから出ております西都児湯のセンターについても、専門の医師が足りないとか、不足しているとか、高度な医療の設備がないということが、現実として分野ごとにはございますので、そういうことをカバーするために、こういう西都児湯圏域外の医療との連携というのは、非常に大切であると思っております。

現に、ドクターヘリ等、1日に何回も運用されているようでございますし、その都度児湯消防からも連絡は受けておりますし、県内全域、これからの災害、南海トラフのことも含めて、より一層一体感を持って進むべきだと考えております。

○議員（米田 正直君） 先ほど言いましたが、ドクターヘリとか、宮崎夜間救急センターとか、こういったところを町民も川南町で対応できない分について、お世話になっており、そういったところへも町としては、負担を出して連携をするということだろうと思いますので、今後ともぜひ協力的に進めていただきたいと思います。

病床機能分化ということで、どの地域の患者もその状態に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもので、病院完結型から地域全体で治し、支える地域完結型の医療への転換するというものであると思いますが、西都児湯医療圏域で賄いきれない部分についての協力関係になっていくものと思われま

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

8月1日の宮日新聞には、厚生労働省が予測している本県のコロナ感染者は最大で329人、医療機関への入院は最大230人としております。

指定医療機関、協力医療機関で204床を確保、9月7日現在で360人の感染者で、既に退院をされている方も含まれていると思いますが、9月7日時点で医療機関の病床246床で、そのうち18人が入院とあり、充足している感がありますが、今後どのくらいの数字になったら、医療崩壊につながっていくと思われま

す。また、高鍋保健所管内の指定医療機関名や協力医療機関名を教えてください。

川南町の感染者は、9月7日現在で、15人であり、落ち着いた感はありますが、今後感染防止拡大を図るために、どのような新たな施策を講じられるのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 幾つか質問がございましたが、まず県内の医療機関の体制ということで、議員が言われたとおり、9月7日時点で病床数は246、それから私の手元にはないんですが、18床ということで、現在使われているのか、議員が言われた数字でござい

ます。現時点において、宮崎県では、そういう受入体制というのは、現時点では自分であるというふうには言えるかと思いますが、例えば医療崩壊という言葉がよく言われます。

今回医療崩壊の数字が、明確に支持されているわけではございませんが、私としては、それは本来、医療を受けられる、受けようとする方々が医療を受けられるという状態、そういう意味であろうと思いますし、それは病床の数だけではなく、医療従事者、それから医療提供をできる環境が整っているかどうかということであると考えております。

そうならないように、県もしっかりと事前、事前に動いていると、私は理解をしているところでございます。

質問の2つ目の高鍋保健所管内の感染指定医療機関というのは、都農の町立病院でござい

ますが、入院協力医療機関というのは、残念ながら公表をされておられませんので、我々としてはつかんでおりません。

最後に感染防止どうするかということですが、台風対策の中でお伝えをさせていただきました。毎日メディアでも言われておりますが、やはり基本が大事だろうと感じております。

手洗い、消毒の徹底、それから3つの密を避けるなど、新しい生活様式をしっかりと、簡単なことかもしれませんがしっかりやっていくことが、これからの感染拡大につながるんだというふうに理解をしているところでございます。

○議員（米田 正直君） 指定医療機関名というのは、都農町立病院1か所ということで理解できました。協力医療機関については、機関名は結構ですけど、医療機関数ですね、何病院あるのかを教えてください。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの米田議員の御質問にお答えします。

今、手元に資料を準備しておりませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

○議員（米田 正直君） 川南町に感染者が15人、感染されたわけでございますけれども、現在の状況を分かればお聞きかせ願いたいと思います。

入院しているのか、もう回復したのかということをお伺いしたいと思います、分かればお願いします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの米田議員の御質問にお答えします。

入院中か退院されているのかということにつきましては、我々も県のホームページでしか情報を得ることができませんし、また、問い合わせしてもお答えしていただけていませんので、申し訳ございませんが、分かりませんとしかお答えできません。

以上です。

○町長（日高 昭彦君） 申し訳ありません。担当が報告した後で申し訳ないんですが、町内の患者は8月11日に全員退院をされております。申し訳ないです。

○議員（米田 正直君） 今、8月11日現在で15人全員退院ということで、安堵いたしました。

冒頭で質問いたしました、今までの採算主義の医療計画では、新たな感染症には対応できなくなってきました。川南町独自で地域医療構築というものは考えられませんが、再度町長の決意といいますか、公立病院に対する考え方や地域医療に対する考え方を、念のためお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭でも答弁させていただきましたけど、本町を含め、高齢化が進む地域の、特に農村社会において、今回の感染症のことも含めた医療面という問題、それから健康なまちづくりという面からも、こういう医療、健康ということは、避けて通れない、非常に大切な課題であると思っております。

本町も核として、現在、総合福祉センターの建設について進めているところでございます。

○議員（米田 正直君） 高齢化社会を迎えて、健康なまちづくりを推進していくということで、重要な課題として掌握されておられるようでございますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、学校給食の無償化についてであります。

食育の推進や人材育成、保護者の経済負担の軽減、子育て支援や少子化対策、定住、転入

促進、地域創生を目的として、給食無料化を実施している自治体が、2018年8月現在、全国1,740自治体中、76自治体あります。

無償化の成果として、児童生徒からは感謝の気持ちの涵養、栄養バランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識の向上。保護者のほうとしては経済負担の軽減、親子で食育について話し合う機会の増加。学校教職員としては給食費の徴収や未納、滞納者への対応負担への解消、自治体としては子育て支援の充実ということが上げられております。無償化実施による課題として継続的な予算の確保、議会、住民の理解、食材費の高騰や転入者増への対応、なお、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりが懸念されるとあります。

宮崎県では諸塚村が実施していると認識しておりますが、かつて私の子供が義務教育在学中PTA役員をしたことがあり、学校給食会へ納める給食費の未納者宅へ話に行ったことがあります。とてもつらい思いをした経験があります。義務教育だから学校給食もその一環であり無料であるべきだという理屈であります。そういう考え方もあっていいと思いますが、現在の決まりに従って納付するのが当然であります。ということでなかなかうまくいきませんでした。PTA会計のほうから学校給食会へ納める仕組みになっていました。

給食費徴収に非常に苦勞した経験上からと、心理的平等を児童生徒に寄与するためにも学校給食無料化を提案したいのでありますが、教育長にまず、学校教育の教育的見地からどのようにお考えか伺いたいと思います。

それから無償化になりますと、予算が関係しますので町長にもお伺いをいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えします。

初めに、学校給食の教育的見地から申しますと、学校給食は学校給食法に基づき実施されております。成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスの取れた給食を提供することにより健康の保持増進に努めています。また、食に関する指導を効果的に進める重要な教材としての役割があります。給食の時間はもとより各教科や特別活動等において行われる教育活動の一環として、教育効果が期待できるものでございます。

給食費の無償化は、議員の言われますとおり子育てをしやすい環境づくりを支援することで、人口減少対策につながるという御意見もでございます。一方、学校給食法第11条では、給食の食材費は保護者の負担とするとも規定されています。

以上のことを踏まえ、学校給食無償化につきましては課題を整理し、慎重に検討すべきではないかと考えています。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 学校給食に関して、今回はコロナの関係があつて交付金を頂きながら半年間の無償ということで臨ませていただいております。

教育長の答弁とも重なりますが、人件費は当然、設置者が、我々が支払うと。しかし食材費のほうは保護者のほうに負担をいただくということで、これまでも進んできておるところでございます。

県内においては、1か所無償のところもございますが、基本的に1食に係るうちの半分以上を、もう既に税金として賄っているという現状でございます。県内において川南町も無償ではございませんが安い方向に位置しておりますので、完全無償化については、これからの検討となりますが、現状としてはまだ考えておりません。

○議員（米田 正直君） 私がこの提案をさせていただいた理由の一つとしては、コロナ対策で半年分無償化ということで三千何百万かぐらいの予算化されておりましたが、これ1年間に直すと7,000万円ぐらいで大体やっていけるのではないかという気持ちもありまして、提案させていただいたわけですが。給食費の現在の徴収方法及び徴収状況はどうなっておるのか、恐らく学校給食会のほうとしては100%徴収だと思いますけれども、実態をお聞かせ願いたいと思います。

○教育課長（岩切 拓也君） 米田議員の御質問にお答えします。

令和元年度の未納状況としましては、町内の学校全体で3世帯、8万6,890円となっております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 令和元年度、3世帯が未納だということですが、未納者に対しての対応はどうされておるか、お伺いしたいと思います。

○教育課長（岩切 拓也君） 米田議員の御質問にお答えします。

各学校でその納入が遅れている保護者等については、話し合いをしていただき児童手当からの給食費納入等に取り組んでもらっております。

以上です。

○議員（米田 正直君） その3世帯の未納者に対しては、児童手当等で補填をしているということのようでございますが、分かりました。未納の補填は児童手当のほうから補填するというので考えたらよろしいのでしょうか。

○教育課長（岩切 拓也君） 米田議員の御質問にお答えします。

一般的に遅れている保護者に関しては、児童手当からの給食費納入等で納入していただいておりますが、その未納者の補填ということに関しましては、各学校の給食会で取扱いに検討をされて補填されていると思います。

以上です。

○議員（米田 正直君） 各学校の学校給食会のほうで対応されておることと、内容についてはちょっといろいろあるでしょうから、その実態は分かりませんね。学校給食会のほうのどういった形で納めておられるのか、対応しているのか、100%は間違いのないわけですね、その対応について補填をされておることとですね。結構です。

もろもろ回答をいただきましたけれども、このような問題を解決するにも学校給食の無償化は検討に値することだと思います。先ほど教育長のほうからも課題を探りながら慎重に検討をしていきたいということでありましたので、検討に値することだというふうに思います。

また、児童生徒が精神的にも公平に給食を取ることは、教育的にも非常に重要なことだと考えますので、全国的にはまだまだであります。先峰を切っていただきますよう前進的な検討方をお願いいたします。

次に、主要農産物種子法の廃止についてであります。

主要農産物種子法を廃止する法律が2017年4月14日に可決成立し、主要農作物種子法は2018年4月1日をもって廃止することになりました。稲、麦の大麦、裸麦、小麦であります。それから大豆を指し種子の品質を管理し、優良な種子を安定的に供給することを全ての都道府県に義務づけられていた法律です。

原種や原原種の生産を行うことや種子生産圃場の指定や審査などについて定めたものです。農業試験場など都道府県の公的試験研究機関のこれらの種子生産に関わるための予算を国が責任を持って手当する根拠法にもなっていました。

種子法が制定されたのは、1952年5月であります。サンフランシスコ条約が発効し日本が主権を取り戻した直後であります。第二次世界大戦中には食料志向が最優先となり、種子用の米、麦も食料管理法によって全て政府の統制対象となり、良質な種子が出回らなくなりました。

敗戦後の混乱が収まりつつあった1951年、国は検査を受けて種子用として認められた米、麦については食料管理法の適用から除外し、原種穂や採種穂に国の補助金が投入されました。

種子法は、この公的種子事業を法的に裏づけをされたものです。安定した食料を供給する国の責任を果たすため、都道府県に対し主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならないという義務を課しています。ある学者は、戦中から戦後にかけて食糧難の時代を経験した日本が、食料を確保するためには種子が大事と、二度と国民を飢えさせてはならない、国民に食料を供給する責任を負うという国の明確な意志力があったという考え方があります。

種子法廃止の理由として生産資材価格の引下げ、関連産業の合理化、効率化を進め資材価格の引下げと国際競争力の強化を図るため、次の方法で具体化すべきであると規制改革推進会議、農業ワーキンググループと未来投資会議の合同会議で提案されました。

戦略物資である種子・種苗については、国は国家戦略、知財戦略として民間活力を最大限に生かした開発、供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止するという事で、政府の決定した農業競争力強化プログラムに引き継がれ廃止法案はこれを迅速に実行に移されたものであります。

最終的に政府が廃止の理由として上げたのは、1、種子生産者の技術向上により種子の品質は安定している。都道府県に一途に種子生産供給を義務づける必要性が低下している。2、多様なニーズに対応するため、民間の力を借りる必要がある。3、種子法があるために都道府県と民間企業の競争条件は対等になっておらず、公的機関の開発品種がほとんどを占めて

いる等を上げております。

ある学者は、業務用や加工用、輸出用に仕向けられるハイブリッド品種を含む多収米あるいは大規模稲作農家の普及を目論んでいる乾田直播栽培等の低コスト栽培技術に適合的な品種、さらには将来的には世界中の大豆や、トウモロコシの品種を席卷している除草剤耐性等を含む遺伝子組換え品種を作っていくのが目的として上げられるのではないかという意見であります。

種子法廃止で問題になるのは、種子生産の公的支援がなくなるのではと、種子の価格が値上がりする、民間企業の種子の価格はこれまでの各都道府県で推奨されてきた品種と比べ、5から10倍高いとされています。現在でも米の販売価格が生産費を下回るような状況の中、種子の価格が高騰すれば米の生産農家は減っていくのではないかと。種子価格の高騰は消費者に跳ね返ってくることも考えられます。

種子品種の多様性が失われる。現在、日本では300品種の米が作られています。特定の地域でしか栽培されていない品種の米は、地域振興の看板にもなっています。このような地域や気候に合った品種の種が供給され続けてきたのも、公的な制度や予算などの支えがあったからであります。しかし、民間企業がこれだけの多品種を維持するコストや手間を負担するコストは疑問です。利益を優先すれば同じ品種を効率的に広めることになっていくと思われれます。

種子法の廃止と同時に成立した農業競争力強化支援法には、既存の多数の銘柄を集約するという方向が示されていますが、種子の多様性は地域や文化の多様性にも直結する問題と言えます。大企業による種子の支配が進む、これまでの公共品種の種子が徐々に姿を消し、将来、国内大手と多国籍事業の種子しか選べなくなるのではないかと。そうなれば農家は企業が指定するとおりの肥料と農薬と種子を使用する農業をせざるを得ず、これまでの農家としての自主的で技術的な農業は奪われ、大企業が品種の流通まで全てをにぎる社会へと変わっていくことが懸念されます。食料資金を失うことになりかねません。

このように種子法廃止はもろもろの問題を抱えています。これらの問題に対処するために、県は2019年4月に条例を制定いたしました。2018年4月には宮崎県主要農作物等採取事業実施要綱を制定し、種子生産体制を維持してきています。種子を公的に守っていくということから、条例制定は、農家のみならず、消費者にとってもよい結果をもたらすものだと思います。

主要農作物種子法の廃止に伴い、町から見た今後の農政について町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 議員がいろんな勉強をされているのに感激したところでございます。

種子法は、公的機関、国が、品種の優良な、そして安い種子をしっかりと生産者に届けるという目的でもともとつくられていたものでございますが、廃止に伴いまして、議員が言わ

れたとおり、2018年4月1日に廃止をされましたが、しかし種子法に代わる条例という制定が現在23の道県で制定をされております。本県もいち早く、平成31年の4月に制定をしたところでございます。

条例制定につきましては、今後、準備中の自治体もあるということから、多分、全都道府県に制定が普及していくのではないかと私としては予測しております。

いずれにしても、農家の皆さんが安心して農業の生産ができると、そういうことに関しては、我々もしっかりと責任を持っていろんな場面で伝えていきたいと考えております。

○議長（河野 浩一君） ただいま、町民健康課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○町民健康課長（米田 政彦君） 申し訳ございません。先ほど、米田議員から御質問がありました西都・児湯圏域における入院協力医療機関数についてですけれども、17ということで回答させていただきます。申し訳ございません。

○議長（河野 浩一君） 発言時間がもう残り少ないので、簡潔にお願いします。

○議員（米田 正直君） 現在、川南町に何軒ぐらい種子生産農家がありますか。お伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） 関係者に確認するところですが、川南町には農家はございません。

○議員（米田 正直君） 安全な農作物を消費者に届けるために米トレーサビリティ法が用意され、農家も昔みたいなやり方でなく、非常に難しいというか、きめ細かな事務もしなければならなくなっています。県の条例を補填するもしくは協力関係に持つていくような町独自の条例制定は考えられないのか、お伺いたします。

全国的に見ても、市町村で条例制定しているところは確認できません。県条例で十分ということだと思いますが、農業の町である本町において、種子生産農家を支援する根拠条例ともなり得ます。県条例で定めている主要農作物の品質の確保及び安定的な生産と供給を推進するための町独自で考えられる施策を折り込むことができる条例制定は不可能か、お伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） 端的に、条例制定が不可能かということであれば、それは可能であると考えますが、これから全都道府県に普及する中において、町独自で運用するのが逆に厳しくなるのかなと思っておりますので、もう一度繰り返しますが、何のためにやるかということで議員が心配されていますように、農家の皆さんがしっかり安心して生産できる、そういう体制についてはしっかりとこれからも努力してまいりたいと考えております。

○議員（米田 正直君） ひとつ、よろしくお伺いたします。

まだ言いたいことありますけど、最後に、今までも同僚議員の方から質問があったかと思いますが、再度確認の意味で質問いたします。

健康増進法の一部を改正する法律が2020年4月1日から、一部2019年1月24日から施行さ

れました。

改正の概要は、1、国及び地方公共団体の責務等で、（1）国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。（2）国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権限者その他関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。（3）国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等ということで、（1）多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。（2）都道府県知事は、（1）に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができるとのこととあります。

3、施設等の管理権限者等の責務等。（1）施設等の管理権限者は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。（2）都道府県知事は、施設等の管理権原者等が（1）に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができるとのこととありますが、厳しい改正がされて、愛煙家にとっては肩身の狭い思いをしておられるのではないのでしょうか。

一方、町たばこ税は、平成30年度決算では1億778万円の決算となっており、令和元年度は1億1,041万316円となっておりありますが、町の大きな財源となっております。愛煙家の対応に配慮してあげる必要があるのではないのでしょうか。役場庁舎内においても法は適用されるわけですが、喫煙室を設置し、受動喫煙にならないような対策を取られないか、お伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 時間がなく、早口になられたのは残念でございますが、改めて2点ほど。

議員が言われるとおおり、令和元年7月1日から、第一種特定施設である役場庁舎及び役場敷地内を全面禁煙とさせていただいております。私ももう何十年もたばこを吸う側の人間でありましたので、様々な意見があるのは重々承知しておりますが、それに至る前に半年間の検証をさせていただきました。屋外敷地内で仮の喫煙場所を設置したところでございますが、喫煙者の数も減っていきましてし、基本的に職員のみのものでございましたので全面禁煙ということで1年たってきましたが、現在のところ特に混乱もなく進んでいるということで、今後も、健康面も考えて、こういうことでやっていきたいと思っております。

もう一点、たばこ税については、よく本当にいろんな方から御指摘を受けます。1億円以上も町に入っている事実はございますが、御承知のとおり、これは町民税、ほかの税と一緒に、一般財源として扱われるものでございますので、特定のために使うというものではないということは御理解をさせていただきたいと思っております。

○議長（河野 浩一君） もう時間が来ますので、発言の中止を命じます。

○議員（米田 正直君） 分かりました。一応、当分の間は喫煙室を設けないということですが、先ほどから言いますように、愛煙家やたばこ生産農家に配慮する何らかの手だてを、喫煙が全面禁止という法律ができるまでは、ぜひ何らかの配慮をお願いしたいというふうに思っております。

それから最後に、今後、たばこ生産について……。 （発言する者あり）

終わりですね。時間が来ました。言いたいことはいっぱいあったんですが。

○議長（河野 浩一君） 時間が来ましたので、終わってください。

○議員（米田 正直君） 分かりました。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時03分休憩

.....
午前11時13分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

ただいま建設課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○建設課長（大山 幸男君） 先ほど中津議員の御質問の中で、国道の唐瀬原中学校入口付近から塩付方面に向けての国道のことを言われましたが、問合せをいたしました。時期は未定なんですけれども、今年度の改良最優先候補地に上げていますということで、今年度中には改良舗装のやり直しができるのではないかとというふうに思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告に従い、選挙公営取組と、議会本会議のライブ・録画中継に関する2点について伺いますので、よろしくお願いします。

まず、選挙公営の取組について伺います。

御承知のように、令和2年6月8日、第201国会において、公職選挙法の一部を改正する法律が議員立法により成立し、公布6か月後の令和2年12月12日を施行日として、6月12日に公布されました。今回の法改正では、町村議会議員選挙において供託金制度が導入されるとともに、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスターの作成について、条例を制定することにより選挙公営の対象とすることができるようになりました。さらに、選挙運動用ビラの頒布が町村議会議員選挙においても認められ、その作成についても条例を制定することにより、町村長選挙ともども選挙公営の対象とすることができるようになりました。

成立までの経過については詳しく触れませんが、全国町村議会議長会が政府、政党関係者に対し、積極的に要請活動を行ってきた要望事項であったことだけは申し上げておきます。

そこで、選挙管理委員会委員長と町長に伺いますが、このたびのこの法改正についてどの

ように感じ、どうお考えになるかお聞かせ願います。

続いて、議会本会議のライブ・録画中継配信についてお尋ねします。

本件は、ちょうど1年前、昨年9月定例議会で同僚議員も質問しておりますが、導入の必要性を強く持っておりますので、このたびも取り上げることといたしました。

ところで、広報広聴活動の趣旨なり本質は、住民との関係構築であろうかと考えられます。そのために、情報に価値をつくり、地域社会に循環させる必要があります。広報では様々な情報から地域住民にとって、価値あるものを伝えることであり、広聴では、住民の声をはじめ、あらゆる情報を集めて、政策形成または政策改善に有用な価値をつくることでしょう。

首長ですが、首長と議会という二元代表制においては、理念的には執行機関と議事機関がそれぞれ主体となって広報広聴活動を実践していることが主流でしょう。

さて、本論に戻りますが、大事なことは、執行機関と議事機関の広報をどう捉えるかです。町長は、議会の広報を日頃からどのようにお考えなのかお聞かせください。

その他については、質問者席でお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○選挙管理委員会委員長（永田 雄三君） ただいまの川上議員の御質問にお答えをいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年12月12日に施行されるに当たり、議員御質問のとおり、町議会議員及び町長選挙における選挙公営の拡大がされることになっております。そのため、今回の法改正で選挙に立候補する際の環境が改善され、候補者間の選挙運動の機会均等が図られるものと考えられます。

選挙管理委員会といたしましても、今回の法改正に伴い、近隣市町村の取組など情報収集を行っているところでございます。

また、この選挙公営の拡大は新たに町の財政支出を伴うことから、協議検討した上で、多様な人材を幅広い層から確保するためにも、次回の統一選挙からの実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） ただいま選挙管理委員会の委員長のほうからも答弁がございまして、ダブるところもあるかと思いますが、今回について、議員が言われたとおり、全国議長のこれまで長い時間をかけての要望があったというふうに聞いておりますし、町村会としても、これに関しては要望させていただいたところでございます。

これまで市と市議会にはあるのに、なぜ町村長、町村議会になるのかということも含めて、本当にそういう地道な活動の成果であると思っておりますし、町としては、当然それは公費負担ということは出てくるわけですが、立候補をする皆様の立候補される方々の環境が改善されるということで、非常にいいことだと感じております。市との格差も是正されるであろうし、一方で、供託金というところもありますけど、やはり一歩前進、我々は開かれた議会、議員の皆様とともにしっかりと議論する場であるということで、前向きに捉えさせていただいて

おります。

もう一つ、議会の広報についてということでございます。今も少しお話をさせていただきましたけど、我々は住民の皆様にしかりと説明するという責任があると思っておりますので、議員の皆さんもしかりこれまでやっていただいておりますし、その中で広報については、選ばれた議員の皆様が町政に対して、住民の皆様へ責任を果たすという面、それから、住民の皆様が町政に対して興味を持っていただく、参加していただく、そういうことを促すために必要不可欠なものであると考えております。

○議員（川上 昇君） 選挙管理委員長、それから、町長も今おっしゃられましたけども、選挙公営について、立候補の環境改善だというお話がございましたけども、せっかくの機会ですから、百科事典、この選挙公営についてどのように書かれているかというのをちょっと御紹介いたします。

ブリタニカ国際大百科事典というところで調べますと、国または地方公共団体が、個々の候補者の選挙費用の一部または全額を負担すること。これが選挙公報だと。選挙に金がかかり過ぎ、政治腐敗の原因になっていることや候補者の個人的な財力、お金の力、財力によって選挙に不公正が生じないようにという目的で考え出された制度であるということのようです。形態は異なるが、欧米の民主主義にも同様の制度があると。日本ではドイツやアメリカのように一括した選挙費用の補助金の支給をせず、選挙運動の個々の活動費用を援助していると。例えば、選挙公報の発行、新聞広告や政権放送の使用、選挙用自動車の使用、演説会の公営施設の利用などの費用の公費負担があるということのようです。それから、国会議員と都道府県知事については、公職選挙法が地方議会議員、公職選挙法が定めていると。それから、地方議会議員と、市町村長については、条例がこれを定めるということで、条例を制定しなきゃいけませんよという条件であります。

それから、もう一つ、似たようなこともかもしれません。世界大百科事典というのがありますけどもこれで調べてみますと、選挙運動に係る費用の高額化を回避し、同時に経済力の劣る候補者にも最低限の平等な選挙運動の機会を保障するために、国や地方自治体が候補者に郵便、放送などの公的施設の利用を認めたり、候補者の人物、政策などの周知を図って公報を頒布したり、選挙運動経費の一部を負担しているということをするということであるというふうに書いてあります。

その他もろもろ書いてありますけども、そういったことが、どう基本として、基として選挙公営というのが考えられたということで、まず申し上げておきたいというふうに思います。

この選挙公営、本件については、町村合併の進行による選挙運動区域の拡大、もちろんこういうのもあります。選挙運動区域の拡大や多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大などの現状変更を背景としたもので、町村選挙での立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大したものです。

ただし、公営対象拡大に伴い供託金制度の導入が同時に行われることもまた周知のとおり

であります。町村議会議員にも供託金制度を導入するんだよということです。

このことは、町長選挙と町議会議員選挙のいずれにも関係するわけですが、今後、立候補をされる人材、あるいは人数、女性とか若い人とか、こういったことについて変化が表れるかどうか、委員長と町長、お考えがお持ちでしたらお聞かせください。

○選挙管理委員会委員長（永田 雄三君） 質問についての答弁につきましては、選挙管理委員会書記長が御説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

今回の法改正を条例を制定して導入して、どのような効果が出るかということで、環境改善の中身について御質問、御説明いただきました。まさしくそのとおりだと思いますが、いろんな経費の負担を公営で負担するというので、ある意味、立候補しやすい環境が整えるのじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、公費負担の額についても限度額が定められておりますので、その点については、今後検討していかないといけないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 今、選挙管理委員会のほうからも答弁があって重なりますが、基本的によい方向になると信じて、新たな動きがあるわけですから、やはりチャレンジする価値もありますし、結果として、いろんな方々に町政、町議会、こういう選挙というか、行政に対して関心を持っていただきたい、そして、立候補する方が増えていただきたいという強い思いがあります。

○議員（川上 昇君） 環境改善ということで、立候補しやすいような環境に持っていこうというようなことではあるんでしょうが、ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけども、町村合併なんかが進行してきたということ、それから、それぞれの市も含めて、議員の定員が、定数が減少してきたというのも当然あります。なかなか立候補に厳しい条件がそろっているのも確かであります。選挙公営が始まったと、始まったといいますか、川南町で今後取り組んでいくと答弁いただきましたけども、仮にそうなったとしたとしても、果たしてじゃあ条件が整って、若い人、あるいは女性とかが立候補しやすくなったかというのと、なかなかそうかなと、そうばかりも言えるかなというような気もしております。枠が狭くなった。選挙公営があるということは、当然供託金制度というのも同時にやるわけですが、一定数に得票数がいけないと、当然供託金の没収ということになってしまいます。そうなると選挙公営は公費で賄うということとはなくなるわけですから、むしろ負担が考えによっちゃあ大きいのかなというような気もするところであります。それだけは、私ども議員のほうも、もちろん町村長、選挙もそうなんですけども、考えとかなきゃいけないことなのかなというふうに思うところです。もろ手を挙げて、今回のこの公職選挙法の改正が、全てが全ていい方向に向くのかなと、そう思いたいところなんですけどね。果たしてそうかなと思うのが、疑問点といいますか、心配事があることも事実であります。

冒頭申し上げたように、法律改正に伴い、選挙運動用の自動車の使用、それから、選挙運動用のビラの作成、それから、選挙運動用のポスターの作成、選挙後援の対象とするということなんですが、当然、先ほどから話出ておりますけども、それぞれの川南町で選挙公営に関する条例の制定をしなければいけないと。

先ほど、委員長から、次の選挙までというような話もございましたが、他町村を参考にしながらというような答弁をいただきましたけども、ぜひ取り組んでいただきたいなと思うところです。

ただ、法改正の執行期日が、冒頭申し上げましたように、委員長も言われましたけども、公布の日から起算して6か月ですから、本年の12月12日から施行ということになっております。

県内で調べてみましたら、施行期日以降に選挙が予定されている町がありまして、議会議員選挙なんですけども、来年、令和3年の5月9日に国富町の議会議員が任期満了を迎えるようです。それから、五ヶ瀬町が7月31日、高千穂町は、同じく来年の9月29日にそれぞれ任期を迎えることになっております。これ、あくまでも任期なんですけどもね。

もちろん、それら3町が今後どのような取組をされるのか、それは現時点では調べておりませんからわかりませんが、私ども川南町はどのように取り組む時期をお考えなのか。

先ほど、委員長からは、次の選挙までには間に合うようにというようなお話がございましたけども、何かあるかわからないということも想定していただいて、今後、詳しいタイムスケジュールが決まっていればですけども、ある程度のお考えを、タイムスケジュールですね。こちら、もしよろしかったらお答え願いたいと思います。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

具体的な取組の時期はいつごろになるかという御質問でございますが、御質問のとおり、今年の12月12日に施行される予定となっておりますので、次回、川南町の統一地方選挙の時期までに、できるだけ早い時期に条例制定に取り組めたらと考えておるところでございます。

ただ、近隣の状況、先ほど答弁させていただきました公費負担の限度額というのが、国が定めた額が、私たち川南町にとって適切、適当であるかというのを検証しないといけないところがありますので、十分早めに検証した上で、条例提案させていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 宮崎市も当然、条例を制定されておりますし、それに伴う規則も制定されているようです。これが平成6年の12月に施行ですから、市会議員については、その時期からかれこれ25年を経過している。26年目でしょうかね。経過しているかと思えます。やっとな、調査のほうにもそういった選挙公営の公職選挙法の改正が認められましたので、ぜひ、川南町も取り組んでいただきたいなと思うところです。

それから、いずれにしても、これは町の予算が絡むことですから、候補者の姿勢もそれぞ

れ異なるでしょうが、当然ながら、かかる費用も違ってくるでしょう。候補者によって違うと思います。先ほど、ちょっとありましたように、限度額の設定もしなきゃいかんことでしょうかから、様々検討してお願いしたいと思います。

昨今、何が起きるか先が読めない時代ですのでね、準備ができ次第、先手先手で取り組んでいただけることを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

それでは、議会本会議のライブ、録画中継配信の件ということで、先ほど、町長も住民に責任を果たす、これは町長にしても、議会議員にしても同じですね。必要不可欠だというようなことで答弁いただきました。

議会中継は、改めて言うことじゃありませんが、何も議員だけを中継するわけではありません。町長初め、会議に出席している町の幹部の皆さんも、当然同じように発言するに当たり、中継されるわけです。それぞれがそれなりに牽制される反面、場合によっては自己PRとなる、そういった手段でもあるかとは思いますが。

また一方では、議会の中継については、昨今のこのコロナ対策も含めて、議会を生で、今日、傍聴の方見えてましたけども、議会を生で傍聴できない町民の皆さんもいらっしゃると思います。そういった方々にとっては大変ありがたく、便利なサービスでもあると思います。

町長がこの件、現時点でいかがお思いですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員も言われましたし、私も先ほど答弁させていただきましたが、やはり、この現代において、いかに情報をしっかりと発信するかというのは非常に大切なことであります。

PRという意味、それから、今言われたコロナ禍の中での会場に来れない人たちのために、中継というのは非常に積極的な広報のための有効な手段の1つであると考えております。

○議員（川上 昇君） 昨年度に行われた本年度の予算編成の査定といたしますか、ヒアリングなんですけど、当時の議会事務局長が多分、この議会中継について提案をしたのではないかと思っているところです。

ただ、当然、予算ですから、様々な全体的な検討をしなきゃいけない。その際、高額につき、ちょっと待てよと否認された。後日、当該の事務局長から話を聞きました。工夫を凝らし、まだまだ安価、安い金額で、システムが導入できるのではないかと、そういった検討も促されたということも聞きました。

実は、あのタイミングなんですけど、冒頭申し上げたとおり、同僚議員が昨年9月、定例会でこのことを質問し、その際、日高町長は、我々としては、できる範囲のことはしっかり協力していきたいと思っているということで、答弁されております。その直後でもあり、議会でも協議して、それに向かっていこうと、導入に当たって進んでいこうというふうな申し合わせをしたところでもあったわけです。

町長、その金額以外のことも含めまして、ほかに何か、中継実現に何か支障があるのか、お答えいただければありがたいです。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

結論から言うと、一切支障はございませんし、なるべく早く取り組んでいただけたらいいのかなという考えであります。

その前に、先ほどから話題になっております、例えば、どんなメディア、媒体を使うのか。どんな設備にするのか。それから、予算的にはどうなのかといういろんなことを検討すべき問題があるかと思えますし、当然、このルールづくりにおいては、議会の皆様、そして議長においても貴重なことだと思っておりますので、我々町長部局としても、支障がなく、全ての面で、いろんな形で応援させていただきたいと考えております。

○議員（川上 昇君） 非常に前向きな答弁をいただきまして、ぜひ取り組まなくちゃいけないなというふうに感じるところですけども、実は、県内の議会中継ですが、事務局が調べた結果がありまして、その調査によりますとね、宮崎県内の9つの市のうち、西都市以外は全てライブ、あるいは録画配信を実施しているようです。ただ、その西都につきましては、庁舎建て替えということがありまして、そのときに機材を設置予定ということの予定のようです。

それから一方、町村については、高原町がライブ配信しているということでした。新富町は既に庁舎内、庁舎とちょっと離れたところに文化会館があるんですけども、そちらのほうで中継をしているというようなことのようにです。それ以外はやってないという調査の結果を聞きました。

川南町ですけども、実は、8月の臨時議会で、若者連絡協議会が花火大会を行ったときに、その打ち上げ状況をライブ中継するという予算が計上されておりました、当然可決されたんですが、花火を中継するという事で補正予算を組んで、議決したんですが、その花火を上げるのに中継すると。議会のほうと、その優先度はどうかなというふうにふと思いますが、それについていかがですか。

○町長（日高 昭彦君） どちらも重要な問題であるというふうにはとらえておりますが、今回の花火については、国の地方創生の臨時交付金が充てられるというのと、やはり、若者連絡協議会がずっとやってきたことができなくなると、何とかしてやりたいなという思いがあって提案をさせていただきました。

議会については、全然構いませんが、いろんな形で検討をしていただいて提案をしていただけると、うちとしては助かるなと思っております。

○議員（川上 昇君） 質問の持っていき方が非常に失礼だということをお詫びしますが、どちらが優先かという、比べるつもりはありませんけども、いずれにしても、町民の皆さん方に大事な情報だということでしょうから、それはそれで、いずれも大事なことだというふうに思っているところです。

実はですね、議会の様子を録画して編集した議会中継映像についてのことですが、創作性が認められる限り、データを著作物として保護されるようです。

ある文献の記述を紹介しますと、通常、議会中継映像は議会事務局の職員が作成していることが多いと思われまして。このような場合には、議会事務局の職員は、地方公共団体の職員ですから、職務著作として、当該地方公共団体が議会中継映像の著作者となり、その著作権及び著作者人格権は、当該地方公共団体に帰属することになると考えられるようです。ああそうかというような気がしますけどもね。

一方で、議会中継映像に係る著作権及び著作者人格権の帰属主体を議会と表示している地方公共団体も多いように見受けられるということのようですが、議会は権利能力を有しないのでということを使う先生がいらっしゃいます。井上源三さんという方ですね。

この方は、国の役人だった人なんですが、内閣府審議官ということで、2015年7月に退職されているんですが、この方が本を出していて、議会という本。井上源三さんの編書で、最新地方自治法講座第5「議会」という本らしいんですが、そこに、議会は権利能力を有しないということを書いているようですけども、議会に著作権や著作者人格権が帰属することはなく、これらの帰属主体は地方公共団体であると。ですから、全てやっぱり地方公共団体のものなんだというようなことを言っている人です。そのように言う先生もいらっしゃいます。

言い換えれば、この文献では、議会中継に関しては、ハードもソフトも地方公共団体のものということですので、そういうふうなことのように。確かにそうかもしれませんよね。そうなのかもしれません。

しかし、現実には、運用主体は議会側ですから、議会としての検討は必要ですということですので、私もこの場で質問とかするわけですけども、さらに、結果的導入の意向が固まれば、当然、予算等が必要になってきます。議会には予算編成権がありませんので、町側の御理解や御協力が必要になりますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 予算に関しては、先ほども答弁させていただきましたが、町長部局としては積極的に、支障がございませんので、いろんな形で協力をさせていただきたいと思っております。

○議員（川上 昇君） 実は、今日の宮日新聞にも載っておりました。川南町ユーチューブ動画公開ということで、以前からあったんでしょうけどもね。養豚防疫の新技术に理解をということで、町の職員の方の写真も含めて紹介がしてありました。

いずれにしても、様々な、重要なデータを、ユーチューブあたりを使って公開していくというのも大事な町のPRでしょうから、そういったのも大いに利用しながら、我々も議会議員として、議会には議会は何たるやということも考えながら、執行部の皆さん方にも提案を申し上げ、様々な検討と一緒に、ともにさせていただいて、この川南町が盛り上げることを一生懸命肝に銘じてやっていきたいなというふうに思います。

ぜひその辺の、私の気持ちも酌んでいただきながら、日々の業務に邁進されることを申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました質問通告書要旨に基づき、3点ほど質問させていただきます。

まず、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。地方創生が叫ばれて久しくなりますが、国また本町の成果、検証はどうなっているのでしょうか。国においては、東京一極集中是正と少子高齢化対策を前面に出しての戦略取組でした。結果はどうだったのでしょうか。2020年までに東京圏への転入超過数をゼロにする目標は、残念ながら未達に終わり、全人口が減る中であっても転入超過は依然として続いています。

地方創生総合戦略の根底には、東京圏への人口集中が我が国の少子化、ひいては急速な人口減少につながっているとの考えがあると思いますが、是正できていません。地方もただ手をこまねいているだけではありませんが、いろいろ手だては講じているものの、東京圏への人口集中が止まらないということは、地方からそれだけ人が出て行っているということの裏返しです。

地方自治体の中には、都市部の保育施設不足などに着目し、保育所などを充実し、子育て、あるいは子育て予備軍世代の人口誘導策を図っている自治体もあります。皮肉にも保育施設不足が叫ばれる中で、都市部でも保育環境の改善が叫ばれており、少しは入所の門戸が開かれる等の実効が上がっているのでしょうか。現時点では、地方のほうは圧倒的に幼児期の保育環境は勝っていると思える部分も多々あると思いますが、一部を除いて地方自治体の保育を前面に出しての人口誘導策も目に見えての効果は見られません。

子育て支援に自治体が競って取り組むことは望ましいことではと思うのですが、やはり人々が定住を望むファクターは1つだけではなく、それぞれの人ごとにいろいろあり、部分的には我慢したり、諦めたりしながら総合的に判断して決めているのではないのでしょうか。

要因はいろいろあると申しましたが、都市部からあるいは新規に定住地を決める主因は何でしょうか。地方が目をつけるべきは、長期に安心して暮らせる環境が必要ということではないのでしょうか。言い換えるならば、長期定住を誘発する所得や職場、仕事が存在することが根幹ではないのでしょうか。都市部である程度まで働かれ、リタイアして田舎暮らしを模索される方はいざ知らず、やはり最後は生活を維持できる収入が得られるかにかかっているのではないのでしょうか。

若い方が都会に行かれるのは、何も夜のネオンや華やかな都会暮らしだけを求めるとのことではないのではないのでしょうか。やはり生活できる収入を求めてではないのでしょうか。

か。

さて、本町でも地方衰退の動きに甘んじることなく、国の動きに呼応して総合戦略を作成しました。平成27年度から平成31年までの5か年間で期としたものだったと思いますが、総合戦略に掲げられたビジョンはどうなったのでしょうか。

川南町では、人口ビジョンとまち・ひと・しごと総合戦略の2段構成で計画を策定されていました。まず、人口ビジョンについて質問いたします。

平成27年の人口は1万6,100人とされています。現住人口は、この9月1日には1万5,229人となっています。戦略策定時から既に871人減少していますが、この人口減少は戦略の想定内のことなのでしょうか。この人口動態を見られてどのようなお考え、感想をお持ちでしょうか。どのような検証、総括をされたのでしょうか。まず、そのことを伺って次の質問に移ります。

あとの質問については、質問席でお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

人口ビジョンというのは、人口ビジョンというか、人口問題というのは本当に東京一極集中と言われる、地方にとって非常に目の前に迫る大きな問題であるとは感じております。

今回、8月27日ですかね、多分、共同通信社だったと思いますが、7月の東京圏の人口が初めて転出のほうが上回ったという情報があります。つまり日本全国でしばみ始めたというのが改めて感じられるという、そういう部分と、もう一つは、数字的には小さいかもしれませんが、田園回帰という言葉が生まれております。特にこのコロナの時代になりまして、都会じゃなくて田舎で住みたいと。仕事がないと言われながら、今はリモートワークということで、可能性としては、例えば川南に住んで東京の本社に勤めるという可能性とかいうのが出てくるんだろうと、出てきてほしいという願いもあるところでございます。

お尋ねの件でございますが、川南町が設定しました人口ビジョン、2019年11月時点でビジョンよりは150人ほど下回っております。それは、一番は生産年齢人口、15歳から64歳が大きく下回っていることが原因であると考えておりますが。その中において年少人口、ゼロ歳から14歳がビジョンの目標を達成しておりますし、また、もう一つは、75歳以上の人口ビジョンのほうも上回っているという。ある意味、一つの成果が出てきているというふうにも感じ取れていると思います。

いずれにいたしましても、人口ビジョンを目標として、人口の減少の流れを少しでも緩やかにし、最も大事なものは、均整のとれた人口構造になっていくということが重要であると考えております。検証につきましては、人口ビジョンについては、毎年まちづくり課において行っておりますが、公表に関してはしておりません。

こういう総合戦略ですが、当初、国が定める時期、平成27年から平成31年、令和元年ですが、5年間ということで設定しておりましたけど、我が町の長期総合計画が令和3年度から新しくなるということに合わせまして、1年間延長ということで国のほうからは承認をして

いただいております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） ただいまの町長のお答えでは、150人ほど予定より減少しているけど、ほぼ成果が上がっているというか、一定の方向性が見えているという理解でよろしいんでしょうか。（発言する者あり）一定の成果が上がっているという御理解のようですが。

今回、今ニュース等で流れておりますけど、自民党の総裁選が行われております。どの立候補されているお三方も地方創生ということを訴えていらっしゃいます。それぞれの思いの程度はどの程度か分かりませんが、それだけ地域の担い手が減っているという深刻な状況をとらまえてのことだろうと思うんですけど。「地域の維持には一定の人口が必要です」と、最近の国の計画には、どこそこにその文言がうたってあるようです。

以前ですね、私、町長に人口問題のとき、川南町を持続可能な自治体として存続させるにはどのくらいの人口が必要ですかとお尋ねしたことがあります。町長は、何とか1万5,000人で踏ん張りたいという答えだったと思いますけど、この人口動態は、現在の人口動態と比較して、予想どおり、計画どおりなんですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申し上げましたとおり、計画よりは150人下回っているというふうに理解をしております。

地域を維持するのに一定の人口が必要であるというのは間違いなことではございますが。それと同様に、やっぱり人口構成、どの年代が何人いるかという、その構成割合というのも非常に大事なことでありと認識しておりますし、その中において、小さい子供たち、ゼロ歳から14歳までの子供たちが目標を達成したというのは、一つの子育て支援に対する評価だと我々としては受け止めておりますので、今後ともしっかりと明確なビジョンを持ちながら、これからも頑張っていきたいと思っております。

○議員（荻原 敏朗君） 町長がおっしゃいました1万5,000人との関連はどんなふうにお考えなんですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申しましたとおり、一定数の人口が必要であるというのはそのとおりだと思っております。もともと我が町は1万人の町でありました。しかし、戦後の開拓、こういう入植のおかげというか、そのときに2万人、それから1万8,000をずっと、私が小さい頃は1万8,000だったと記憶しております。1万5,000というのは現に今でありますから、この1万5,000をずっと維持するというのが当時の私の答えかもしれませんけど、私は何度も言うように、やはりそれはしっかりと人口構成があるべきだと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） 町長、人口構成のことをおっしゃいますけど、人口が減ったらなぜいけない。町長の逆手に取るわけじゃないですけど、人口構成がよければ減ってもいいんだよというふうに聞こえなくもないんですけど、人口が減ったら、なぜいけないとお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 我々自治体は税金によって成り立っておりますので、当然、使う側の年代とそれを納めていただく人々の年代であると思います。

1万5,000人というのは、間違いなく私が言ったことがあります、当時、数字的根拠はございませんが、私としては1万5,000人というふうに答えたつもりであります。

○議員（養原 敏朗君） まさに町長がおっしゃったように、人口が減ると当然税金は減ってきます。そうすると地域の担い手もいなくなるでしょうし、町長がおっしゃるように税金も減ってきます。そうすると、おのずと住民サービスも低下せざるを得ない部分も出てくるかと思えます。そうしたら、さらにそのことが人口減少に拍車をかける、負の連鎖に陥るから、私はまずいんだらうと思うんですよね。そして、都市の側から見れば、一極、都市のほうに人が出て行って、今で言う密な状態になりますと、都市直下型地震とかも言われていますけど、大きな災害があると大きな被害が出ると、そういうこともあるんだらうと思うんです。

まさに町長、1万5,000というのは、何も根拠があってなくて感覚的におっしゃったということですけど、切りのいい数字ではあるんですね、確かにですね、1万5,000とは。そういう意味でおっしゃったんだらうと理解しておきます。

この人口ビジョンの中に、先ほど町長おっしゃいましたけど、2025年に老年人口率の上昇を歯止めし、年少人口率の低下に歯止めをすると表現してあります。町長、このことはどうでしょうか。年少人口は減らなくなってきたよと、先ほど発言もありましたけど、大体計画どおりなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 年少人口に関しては計画を上回っているということで理解しております。

○議員（養原 敏朗君） 老年人口はどうなんですか。

○町長（日高 昭彦君） 詳しい数字は担当課長に答弁させます。

○まちづくり課長（山本 博君） 養原議員の御質問にお答えいたします。

老年人口についての御質問をいただいておりますが、この老年人口につきましては、やはり年々増加傾向にあります。直近で言いますと、2019年で対人口ビジョンで言いますと40人、2018年が44人、2017年度が54人という形になっております。これは75歳以上ということが前提でございます。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 先ほど町長、人口数もだけど、その人口構成が大切だよというふうな表現だったと思いますが、確かに生産年齢人口ですよ、15歳から64歳、それが人口の大部分を占めるちゅうことは非常に私もいいことだらうと思うんですよ。それは望ましいことだらうと思います。

ところで、老年人口率上昇に歯止めをかけると、年少人口率低下に歯止めをかけるという表現ですけど、これは何%ぐらいを想定されていたんでしょうか。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後 1 時18分休憩

午後 1 時19分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、蓑原議員の御質問にお答えいたします。

この人口ビジョンにつきましては、特に若年層の年齢層の数値を抑制するという一方で、約15%から20%ということで計画をしておりました。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） すみません、数字を聞くことを僕事前に言っていなかったものですから、ちょっと戸惑わせて申し訳ないと思います。

この人口ビジョン達成のために、次のまち・ひと・しごと総合戦略というのが位置づけられていると思うんですけど、この検証はなされましたか。

○まちづくり課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問に再度お答えいたします。

この人口ビジョンの検証につきましては行っております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） その検証結果を公表される、ぜひ公表いただきたいと思うんですけど、お考えは、町長、どんなでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

この検証結果につきましては、令和元年7月に川南町のホームページのほうに掲載をさせていただいておりますが、特別にお配りしたとか、そういったことではなくて、町のホームページのみに掲載をさせていただいております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） すみません、私、ホームページ見てなかったのですから、申し訳ありません。ただ、できたら積極的に皆さんに公表されるような姿勢も欲しいかなというような気がします。

現状と先ほどの人口ビジョン、将来展望のためにまち・ひと・しごと創生総合戦略をつくりますよということで、現状と課題、川南町人口ビジョンを踏まえ、3つの基本目標を掲げますというふうになっております。

3つほど上がっておりますけど、それぞれお尋ねしたいんですけど、時間の都合で、私は常に町の維持には一定の人口、そのための生活可能な仕事が必要と訴えているわけですけど、時間の都合で3番目の仕事を守り育て、雇用創出することで、都会からの人材を受け入れるまちづくりについて、6つほどの施策を上げられておりますので、それをちょいとお尋ねさせていただきます。

まず、最初に新産業の創業者を支援し、消費者のニーズに対応するため、新しい事業展開

を促進するという施策が上がっているんですけど、この評価はどうなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） こちらのほうも戸惑っておって申し訳ございませんが、仕事づくりという大きなくくりの中で答えさせていただくならば、また、分かり次第担当課長が答弁すると思いますが、企業誘致、それから高速道路のパーキングの整備、それから、我が町の基幹であります農業者の後継者を育成するためにトレーニングハウス等の展開をさせていただいて、それぞれで成果を上げているものだと私としては感じております。

よく言われる仕事がないと、しかし、実は仕事があるよという言葉もよく私が口にはしているんですが、一方で、現代の若者が求める仕事、例えばIT産業関係とか、我が町で募集をかけている仕事、製造業等になるかと思えます。そこら辺のミスマッチであるとか、そういうのはあるのは認識しておりますので、今後そういうことに関しては、全庁を挙げてチームとしてしっかり取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

評価の部分であります。委員が言われる部分につきましては、達成割合を5段階とした場合に3.57という評価を頂いております。

内容的に見ますと、商品開発につきましては、食品開発センターとか工業技術センター、またはそういった試験研究機関との連携も検討してほしいというような意見を頂いております。

また、就農に関しましては、トレーニングハウス等におきましても、県やJAと連携をして内容の充実に努めてほしいということの御意見がありました。

さらに移住・定住部門とともに連携をして、新規就農者の確保または定着に取り組んでほしいというような御意見がありました。

以上で終わります。

○議員（荻原 敏朗君） 私、総合戦略しか持っていないんですけど、その中で、施策1の今言った新産業の創業者を支援するという云々の中に、川南町の持つ強み——豊かな自然、豊富な食材、広大な土地をさらにブラッシュアップするというような表現と、新しい感性や豊かな経験を有する女性の活力を引き出すという項目があったんですよ。だから、その辺がちょっと興味があったんですけど、そこら辺りはもしお答えできればお願いします。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

女性の活躍というようなことで御質問頂きましたが、女性が働きやすい職場環境をつくると、特に若い世代が働きやすい職場環境をつくるということで、関東方面のマミーゴーというところと協定を結びまして、そういった取組を行っております。

それは、赤ちゃんなりを預けて働きやすい環境をつくりながら、どこにいてもITを使って仕事をできるというような今の時代に合ったようなやり方ができるということで、そういった取組も行っているところであります。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） すみません、アミーゴとおっしゃいましたか。（「マミーゴー」と呼ぶ者あり）アミーゴ。（「マミーゴー」と呼ぶ者あり）アミーゴ。（発言する者あり）（「何」と呼ぶ者あり）マミーゴー。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、次の施策2についてお尋ねいたします。

創業や就業のため、企業や人材の誘致活動を展開するということについてです。

人材の誘致はどの程度進んでいるのでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

創業や就業のための支援ということではありますが、まず、誘致企業に当たりましては、県内のチキンフーズというものも誘致をしているところではありますが、ほかに地域おこし協力隊などを通じまして、県外から新しい人を呼び込んできて、そこで事業展開を図っていくといったことも行っているところでもあります。

また、株式会社リクルートとも協定を結びまして、地元の企業のPRといいますか、川南町にいろんな企業があって働きやすい職場ですよということを、このリクルートさんと連携することで、広めることによって雇用創出につながればいいなということで取り組んでいるところでもあります。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 時間がないので、施策3についてちょっとお尋ねします。

足腰の強い産業を再構築するため、経営支援、販路拡大、ブランド化を推進すると。その中で川南PA物産館建設事業ということが上がっているんですけど、何度か私もPLATZには行ってみましたけど、地元産品全くゼロとは言いませんけど、何かお土産販売所、どこにでもあるようなお菓子とか、あんなふうな嫌いもあるような気がするんですよ。町産品のPRの場、アンテナショップの機能というふうにはあまり今のところなっていないような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

PLATZの関連のお話ということで承りました。PLATZにおきましては、お土産品という印象を受けられたということではございますが、確かにそのニュアンスもあるのかもしれません。ただし、あそこの物品につきましては、いろんなお土産品につきましても、川南の川南採れのものを素材としては利用して、そしてお菓子にしているという形を取っております。

ですから、一見したら普通のお菓子ですけれども、中には川南町で産出されたものをエキスとして使っているというのは結構ございます。

それから、特に豚肉関係の部分につきましては、川南町産のギョウザあたりが非常に人気を博しているということもありますし、お菓子屋さんを作るパンが非常に売行きは好調だという状況もございますので、一つ一ついろんな御意見を頂きながら町内のいろんな産物をどんどん取り入れて商品開発をしていくと、そのことも考えておりますので、一つ一つ踏みし

めて発展していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） PLATZは苦勞されているようですが、運営されているようですが、ぜひあそこの入りを踏まえられて、時期によっては川南産品、例えばマンゴーとか、ブドウとか、いろんなものがあふれんばかりに置いてあるようなアンテナショップのような役割も果たすんでしょから、ぜひそのような場として活用していただきたいと思えます。

この問題については後のこともありますので、ここでまた別の機会にお尋ねさせていただきますけど、今回の1期の総合戦略を見ますと、大変分析なんかは詳しいわけです。

ただ、施策については若干乏しいという気がしておるわけです。

それと、外から持ってこようという意欲は感じるんですけど、出ていくのを抑える視点は乏しいというような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 総合戦略に関しては議員がおっしゃるとおりで、平成27年に、我々からすれば、言葉は悪いですけど、急遽、国から指示を受けたように理解をしております。そのときに、いろんな計画をつくらせていただきました。それ以前から、議員もずっとお仕事をされていたので分かると思いますが、長期総合計画、10年ごとの計画をつくっております。

今現在、第5次の長期総合計画の最終年度となりまして、来年からが第6次がスタートするわけですが、まずは長期総合計画を柱として、その中で特に優先すべきこと、重要なことを総合戦略として位置づけていこうとしておりますし、位置づけた総合戦略の中で大事な指標、評価する点を1つは人口ビジョンという捉え方をしております。

したがいまして、総合戦略、まず5年間でしたけど、第1期目は6年に延長をさせていただきました。それで、町の総合計画との整合性を取りながら、しっかりと計画の中で優先的にやるということを総合戦略としてやっていこうとしております。

言えば第1次の総合戦略については、いろんな点で検証等がしっかりとしていないという部分は御指摘も受けております。これを今後に生かすために、今、職員一丸となって、いろんな各課にわたる作業をやっているところでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 私、大変知らなくて申し訳なかったと思うんですけど、総合戦略第1期計画は27年から令和2年度までだったという、6年間だったということですね。

（「6年間に延長しております」と呼ぶ者あり）5年を6年に。

第2期の総合戦略は、長期総合計画の前期計画と併せてつくりますよという理解でよろしいんでしょうか。ということは、計画期間は前期計画と同様に5年間になるということでしょうか。それは、進捗状況はどうなっているんでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、蓑原議員の御質問にお答えいたします。

進捗状況であります。昨年からの第6次長期総合計画につきましては取り組んできている

ところであります。進捗状況でいきますと、約7割程度の進捗状況であります。今、基本構想から各課の基本計画を策定していただきまして、ヒアリングを行ったところであります。

ただ、4月、5月あたりに、コロナの関係で定額給付金なり、そういった支援のほうにシフト、重きを置いたものですから、若干遅れた部分はあるんですが、今、遅れを取り戻すといえますか、急ピッチで作業を進めているところであります。

また、役場に人を集められないといったところもありまして、審議委員会もすぐに開催されなかったといったところもございます。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） ちょっと理解不足で申し訳ありません。

長期総合計画は今やっていらっしゃるよということですけど、いわゆる総合戦略の第2期計画というのは別につくられるお考えはないということですかね。

○まちづくり課長（山本 博君） 荻原議員の御質問に再度お答えいたします。

第5期のときには長期総合計画が1本ありまして、年度の途中から総合戦略というのが入ってきてまして、二本立てで行ってきました。今回は、総合戦略と長期総合計画を二本立てすると、なかなか分かりにくい部分がありますので、まずこれを一本化してやろうということで取組を行っております。

まず、基本構想が一番上に来まして、基本計画、基本計画というのは、各課で年間にこれから10年間取り組むいろんな事業があるんですが、その中からより重点的に取り組む事項を総合戦略として取り組みたいということで、基本計画と総合戦略が同じような横の立ち位置にあるような形になります。その下に、実施計画が下がってくるというようなイメージであります。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 総合戦略は別途どんなものになるか分かりませんが、つくるよということによろしいんですか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

別途といいますか、冊子自体は同じものになります。まず、大体4部構成になりまして、第1部で序論から、第2部で基本構想を載せまして、3部のほうで前期の基本計画を立てて、第4部のほうで総合戦略といいます第2期の川南町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものをここで謳いたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） すいません、私の理解不足ですかね。長期総合計画の意味は分かるんですよ。基本構想があって、基本計画があってと、それは分かります。

だから、総合戦略というものを、国の言い方は例えば東京一極集中の是正、少子高齢化対策をやりまよということをやりますよということなんですけど、総合戦略というものは基本構想、基本計画とかけ離れたものでないというのはそのとおりだと思います。

だから、別途、総合戦略の第2期の総合戦略はつくるんですかということをお聞きしているんです。

○町長（日高 昭彦君） 私が担当課長よりも先に言ってしまいましたので、ちょっと混乱させてしまったようでございます。反省しておりますが、基本的に10年間の長期総合計画がまずあります。その中で、優先的なもの、重点的に取り組むもの、それを総合戦略として位置づけております。

ですから、中身は別なものにはなりません、どこに主を置くか、重点的に置くかということで、大きな長期計画の中の私は総合戦略が下にあると思っていたんですけど、それは今いろんな形で担当者レベルで詰めておりますので、多分私が認識間違いで、課長が言うことが正しいかと思っております。

○議員（養原 敏朗君） このことだけに時間を費やすわけにはいきませんが、基本戦略でなくても、基本計画でもいいですけど、その中身、どのような体制、どのような手法で進められる、今現在準備中ということですけど、例えば第1期みたいにK P I、K G Iみたいな数値を出されるのか、検証と見直しはどのようにされるのか、現段階で分かっていることがあったらお教えいただけますか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

養原議員が、よくK G I、K P Iのことを言われていると思います。今回の第6次長期総合計画でつくる場合に、達成目標、10年後に振り返ったときに、どれだけ行ったかという確認、振り返りというものが必要でありますので、K P Iというものは入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 第1期の基本戦略には入っているわけですね。ぜひ、執行部側としてはそれができないときの事例もあるでしょうけど、やはり明確な目標というのは必要でしょうから、ぜひお願いします。

私、過去は変えられませんが、未来は変えられると思うんですよ。未来は変えることは可能だと思うわけです。過去を知って未来を新しくつくと、まさに町長がおっしゃる温故創新だろうと思うんですよね。ぜひ、新しい計画にはそのようなことをぜひ入れていただきたいと思います。

そのためには、町長、常に計画というのは、今回5年が6年になったように、絶えず変更はあっていいと思うんですよね。そのために、P D C Aが必要だと常に思うんですけど、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 議員がずっと言われているとおり、しっかりと計画を立てる、そしてそれを数値に基づいて検証する、そしてまた新たなプランをつくるというのは非常に大切なことであると認識しております。

○議員（養原 敏朗君） ぜひ、今度の計画にも生かしていただきたいと思います。

今度の計画の中でぜひやっていただきたいというのは、計画だけじゃなくて今後の行政についてもですけど、先ほど同僚議員がふるさと納税のことを申し上げられました。町長は御存じのように、先日、マルセイ電器さんですか、企業寄附がありました。もちろん個人寄附も力を入れていかなくちゃいけないでしょうけど、今後は企業版ふるさと納税にもぜひ力を注いでいただきたいと思うわけです。

私、正直申しまして、ふるさと納税にもろ手を挙げて賛成しているわけではありません。負の側面も幾つかあると思います。でも、現にこの制度があり、またプラスの側面も、地域の産業を活性化するとか、地域が潤うとか、いろいろプラスの面もあると思いますので、企業版ふるさと納税に積極的に取り組まれる、これはPRとかという意味ですけど、やられるお考えはございませんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 企業版ふるさと納税につきましては、事前に計画を国に提出して認定していただく必要がございます。本町としては7月に認定をもらったばかりで、今回のマルセイ電器さんとの話になりまして、大きなプロジェクトのタイトルは令和新開拓プロジェクトだったと記憶しておりますが、要するにふるさと納税の議員が言われているとおり、個人の分は当然ありがたいことですが、どこにでもやれると。企業に関しては、私の会社がおたくを応援するよと、一緒に何かやりましょうということであると理解をしておりますので、より一段質の高い支援制度であると認識しておりますので、今後も職員と一緒に、しっかりと力を入れていきたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひ、お願いします。私の認識が間違っていなければ、企業版ふるさと納税にはたしか返礼品も要らなかったんだろうと思うんですよね。そして、もし企業と結びつきができれば、ひよっとするとかなり長い間の関係もできるかとも思いますので、ぜひお願いします。

次に、やはり財源のことに関係しますが、地方創生推進交付金というのがありますよね。それをぜひ積極的に活用していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後1時50分休憩

.....
午後1時50分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

蓑原議員の言われたそれぞれのいろんな交付金等がございます。大きな意味で地方創生交付金の一部だというふうに判断しておりますけれども、以前からうちもいろんな形で地方創生交付金を交付申請し、そして交付を受けて、例えば言いますとPLATZですね、PLATZについても地方創生交付金の一部を国に申請していただいて、2億4,000万程度でしたけれども行いました。

そういうことから、絶えずこの地方創生交付金については、いろんなアンテナを張りながら注視して、いろんなことにチャレンジしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 申し訳ありません。先ほど企業版ふるさと納税のところ、私がプロジェクト名を誤っておりました。「令和かわみなみ新開拓プロジェクト」でございます。現在、県内では12自治体が国から認定を受けておりますので、そのうちの一つに川南町もなったということで、これからしっかり取り組んでまいりたいと思います。訂正しておわびいたします。

○議員（荻原 敏朗君） 副町長おっしゃったように、ぜひアンテナを張っているいろんな交付金、有利な交付金を使ってぜひいろんな事業を展開していただきたいと思います。

それと、1期の総合戦略にも、多様性という言葉が出てきます。今はやりの言葉では、ダイバーシティということなんでしょうけど、もとは人材のことなんでしょうけど、今は単に多様性という意味に使うようですけど、1つの事業をやるにも、いろんな方法があるし、いろんな使途があると思うんですね。そのような多様性を盛り込んだ基本計画、総合戦略にしていきたいと思います。

冒頭に申しましたけど、人々が定住地を決定する大きな要因は、生活を維持するに足りる収入が得られることにあるかと思うんですね。

経済学でいろんな学派というんですが、近経とかいろいろありますけど、特にマルクス経済学なんかは顕著ですけど、経済活動が人々の行動様式全てを決定するという言い方をされるようですけど、私は全ての行動様式が経済活動で決定されるとは考えませんが、他の経済学の学派でも大きく影響することは否定されていないようです。

国の第2期総合戦略ですね、国の総合戦略の基本目標のトップにも、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」と掲げてあります。ぜひ住民が出て行かなくても済む、収入が得られる制度づくりを盛り込んでいただきたいと考えますが、いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） まさに議員が言われるとおりであると思います。稼ぐ地域をつくる、そして安心して働ける場所をつくるということで、多様性ということで議員のほう人材に関して言われたと思いますが、当然そうでありますが、我が町は開拓という性格上、受入れ能力も多様性にあふれているとか、受入れ能力も多様性の一部であると私は理解しておりますので、人材もいろんな困難も、いろんなチャンスもしっかり受け止めて、次につなげていきたいと感じております。

○議員（荻原 敏朗君） 以前にもちょっと申し上げたことがあると思うんですけど、なかなかお忙しいところで難しいのか分かりませんが、転出される方にぜひアンケート等をやっていただきたいと思うんですよ。

なぜ出て行くのか、町長がおっしゃるように勉強のためとか、若い人が一旗揚げるためもあるでしょうけど、その辺も例えば私たちよりちょっと下の働き盛りの人たちが出て行

く、その辺の要因等が分かると、まちの今までおった人が出て行くのを防ぐことにもなるかと思うんですね。ぜひお願いします。

町長が先ほどおっしゃいましたけど、今回のコロナの影響もあったんでしょうか。初めて東京圏の転入超過がこの7月あったそうです。都市近郊では、東京から二、三時間のところに人々が住むというような現象も出ているやに聞いております。それがこの田舎のほうまで広がるかは、まだやや疑問がありますけど、この機会を捉えられて、ぜひ地方に、川南に人々が、働き手が来るような施策を展開していただきたいと思うわけです。

立派な建物をちゃんと造るには、ちゃんとした設計図が必要でしょうし、テレビドラマもそうですけど、良い演劇には良い脚本が必要です。まちづくりは同様だと思います。まちづくりに貢献できる確かな基本計画、第2期戦略策定を求めておきます。

最後に、同僚議員が先ほど質問いたしましたけど、公立・公的病院の再編統合についてお尋ねします。

この件は、昨年の12月議会においても質問いたしました。厚生労働省は、全国に散らばる424の公立・公的病院を公表して、ことしの9月までに取り得る対策を何らかの対応が必要としていたわけです。

御存知のように、この中に川南町のいわゆる国立病院もあったわけですが、今度のコロナウイルスの関係で、この9月までとされていたものは、またしばらく延期するということになっておるようですが、その間、この問題について町長どのような動き、どのような対応をされたか、もしあれば伺わせください。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども同じような質問をいただきまして、公的な病院がこういう地域社会においてどれだけ必要である、重要であるというのは、我々も十分認識をしているところでございます。

いわゆる国立病院においては、厚生省の発表以降、いろんな形で動きがありました。確かに、それぞれの首長がそういう地域医療を切られては困るということで、大きく声を上げたところでございます。

国立病院に関しては、先ほども答弁しましたが、県が昨年度見直した宮崎県医療計画、その中で医師確保計画というのがございますが、その中に2次医療圏、西都・児湯地区において国立病院機構宮崎病院をはじめ、圏域内、その管内の医療機関と連携した医療提供体制の整備を推進する。そして、全体の医療確保に努めるという明記がしてありますので、県も我々の気持ちを酌んでいただいて、そういう国立病院の公的な役割を認識しているというふうに私は再確認したところでございます。

○議員（養原 敏朗君） それはそれでありがたいんですけど、この国立宮崎病院の件について町長がどのような動きをされたのですかというのをお聞きしたかったんですけど。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども言いましたとおり、県内市町村長とともに、そういう地域医療に対する声を県にも、それから国にも一緒に述べさせていただきました。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひ今後もお願いします。先ほど同僚議員も申し上げましたけど、今回の新型コロナウイルス感染症については、ベッド数の不足不安も言われています。対応した都市部の医療機関では、対応したために経営が非常に圧迫されたという話も聞いております。ニュース等で見ると、この西都・児湯管内には21床、21ベッドしかないというふうに伝えられておりました。やはりコロナ感染症対策には、公的・公立病院の役割、医療機関の出番ではないのでしょうか。ぜひそのことなんかも訴えていただきたいと思います。ぜひそのことなんかも訴えていただきたいと思います。

何事もですけど、決まった後から覆すのは大変困難です。ぜひ決定がされる前に今こそ対策を、今は現に残っていますけど、ぜひ今のうちから、今こそ対策を取っていただきたいと思います。

言うまでもありませんけど、G o T o トラベルとか、アベノマスクとか、非常に不平不満、不評があったわけですけど、もう決まってからは国はやってしまいますので、ぜひ決まる前をお願いしたいと思います。

何事もですが、策を講じるには適当な時期を捉えて、適切に手を打つことが必要だと思います。それが後になった祭りでは手後れということだろうと思うんです。ぜひ公立病院の統合再編についてもそうですが、何事も時期を捉えて行動することが必要だと思います。

よくも悪くも、好むと好まざるにかかわらず、どんな状況でも私たちの町、川南町なんです。少しでも住みやすく持続可能な町になるよう、町民の選んだ町長がリーダーです。ぜひリーダーシップを発揮されて、少しでも住んでよかった、住みたい、住み続けたいと思えるような、私たちが誇れるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時13分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） それでは、通告に従い質問いたします。しかし、通告書を出したのが8月20日以前でしたので、そのときと状況が大きく変わっている部分もございしますが、その点を御理解頂いた上でお聞きしていただければというふうに思います。

昨年末、中国武漢市で新型コロナウイルス感染症が発生したというニュースが流れました。発生源とされるのは、武漢にある海鮮卸売市場だということでした。当時は、さして気に留めることもありませんでしたが、やがてその感染症は世界へと広がり、当たり前が当たり前でなくなる混沌とした日常へ世界を変えてしまいました。我が国でも1月15日に初の感染者が確認されると、4月に入る頃には感染者数は爆発的に広がり始めました。

宮崎県においては、3月4日に1例目の感染者が確認されました。4月17日に17例目の感染者が確認されて以降は、79日間ほど新規感染者が出ておりませんでした。7月に入り全国へ広まった、いわゆる第2の波は宮崎県内でもクラスターを発生させるなどし、9月9日現在で360人の感染者を出すまでになっております。

この目に見えない、憎むべき敵でありますコロナウイルスであります。ここに来ておぼろげながら正体が判明してきているように見えます。基本的には多くは感染しても自己免疫力で抑えて発症することはありませんし、もし発症しても80%以上は風邪のような症状で、そのまま改善していきます。

しかし、無症状であっても人にうつす力は強いので、現状では人前でのマスク着用や手洗い、消毒などが重要になります。特に高齢者や基礎疾患を持った方などは重症化しやすいので、さらに注意が必要です。

私は医者でも専門家でもないので、国の専門家会議や厚生労働省のホームページに掲載される死亡者数や患者数の推移など様々な情報の中からかみ砕いていくしかありませんが、少なくとも世の中を恐怖のどん底に突き落とすような病気ではなくなっているのではないかと推察します。

これからの世の中はウイズコロナと言われ、他のウイルスと同様に共存しなくてはなりません。新しい生活様式を取り入れるなどして、ウイルスの蔓延を防ぐことが求められます。ウイルスをゼロにはできない以上、感染者は今後も確認されていくのですが、重要なのは中等症及び重傷者への人、物の医療資源を集中させることにあると考えます。

秋、冬にはインフルエンザの流行もあります。国のほうでも専門家の意見を踏まえ、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しも行うというようなことですので、今後も注視していきたいと思えます。

さて、このような考えを踏まえて質問に移りたいと思えます。

川南町では、これまで15名の感染者が確認されました。現在では落ち着いているように見えますが、散発的に感染者が発生するなど予断を許さない状況にあると思えます。そこで、まずこれまでの経緯と現状の認識についてお伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、先頃、宮崎日日新聞の連載で、各市町村長へのインタビュー記事がございました。その中で多くの首長が県の情報提供に対して改善すべきと指摘しておりました。現状PCR検査や濃厚接触者の追跡は保健所、県衛生環境研究所の行政機関で対応しており、扱うのはウイルスであり個人情報であるので、個人が特定されないよう情報をコントロールすることは理解する部分もございしますが、とにかく市町村の担当者がプレスリリースレベルでしか情報が得られないのはおかしな話だと思います。

そこで質問ですが、県や保健機関との連携、情報共有の在り方、また町として具体的にどのような情報が必要で、各機関との役割分担はどのようにあるべきと考えるのか。さらに取

り組む上で、その課題は何なのかお伺いをいたします。

また、感染が広がる中で懸念されるのが、感染された方をはじめその家族や同僚、友人、また治療に当たっている医療機関関係者に対して不当な取扱いをすることです。インターネット上のサイトやSNSなどに誹謗中傷の書き込みを行うこととといったことがあります。学校においては、いじめなどが懸念され、こういった言動は決して許されるものではありません。感染者等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安をあおり、感染拡大防止の取組の妨げにもなります。

感染のリスクは誰にでもあるもの、その中で一人一人がお互いを思いやる気持ちを持って冷静に行動することが何よりも大事です。そこで感染者への配慮はどうあるべきか、また対策についてお伺いをいたします。

地域通過トロンについては、コロナ関連質疑が終わり次第、質問席より行いますので、その際に御答弁をお願いいたします。

それでは、質問席から行いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） それでは、中村議員の質問にお答えをしたいと思います。

コロナ関連で3つほど頂いたようでございますが、まず川南町については議員の言われたとおり15の方が感染をされました。そして最後に感染された方から今日まで約40日間、新しい感染者は確認をされておられません。本町の場合15名は、基本的にクラスター関連でありましたので、本町における感染の広がりというのは限定的であるというふうに考えておるところでございます。

また、その15名の皆様ですけど、既に全員退院をされております。ありがたいことだと思っております。

こういう新型コロナウイルス感染症の対策というのは、危機管理上でも非常に重要な問題であると思っております。今朝、冒頭に説明をさせていただきましたけど、台風、今回その避難においても本当にいろんな面で新しい展開、これから学びをしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

県内においても、今日の分はまだ正式には発表しておりませんが、今日も県内で発生者は確認されていないと伝えて聞いておりますし、ここ直近1週間においては、多分土曜日1名が確認されたのみでありまして、県のほうも近々レベルを一つ下げるというふうには聞いておるところでございます。しかしながら、まだまだ発生数の多い県外との往来、そういうことはまだ油断できない状況であると考えております。

2つ目に情報についてでございますが、どのような情報が必要で、そして各機関との役割分担はどうか。課題は何なのかという質問だったと思いますが、我々として必要な情報は基本的には感染した方、濃厚接触者の個人情報であります。なぜならば、その情報をもとに教育委員会、福祉課と共有することで、さらなる広がりであるとか、いろんな社会福祉協議会であるとか、いろんな組織の方々から問合せに関して適切に、先にいろんな手が打てる

ものであると思っておりますので、そういうことは非常に我々としては必要な情報であります。

各機関の役割分担でございますが、一番はやっぱり拡大をどうやって防止するかでございますので、まずは保健所からの情報で速やかに感染者の行動履歴、濃厚接触者を速やかに特定していただくことが最重要であると考えております。

その際、何度も繰り返しになりますけど個人情報に関しては、慎重なる我々の対応を求められるところでございますが、我々としては外に発表することはございませんが、危機管理上、私たちはその情報が欲しいということは今後ともしっかりと国、県に対しても要望していくことでありますし、そういう共有することがそれぞれ役割分担が明確になり——それは県と町という意味ですが、明確になるので、今後の様々な対応がスムーズにできるものであると考えております。

課題というのは今重なってしまいましたけど、やはり報道関係の情報でしか我々が知り得ないというのは明らかに我々としては不十分な体制であると思っております。法律が絡んではおりますが、しっかりとその声は県のほうにも伝えていくところでございます。

最後に感染者に対する配慮ということで、残念ながら我が町でもそういう中傷、誹謗中傷があったやに伝え聞いております。なかなか難しい問題かもしれませんが、逆に言えば、私たちが県と情報を共有していたならば、もう少し事前にいろんな手は打てたんじゃないかなというふうに思いますし、これからはウイズコロナと言われますように基本的にゼロにならない、議員が言われるようにリスクは今後も消えることがないということで、その思いを一つにして、やっぱりデマやうわさに流されない正確な情報を持って、しっかりと意識改革を共に頑張っていきたいと考えております。

○議員（中村 昭人君） では、まず1番のほうからですが、感染者が何日か県内においては確認されていないということで、これ落ち着いているというふうに捉えていいのかは、またこれから先を見ないと分からないというふうには思います。

しかしながら、国のほうもG o T oキャンペーンだったりというものを動かししたり、そして消費拡大対策のプレミアム商品券等もございます。そういった中で経済を動かすという意味でいくと、感染拡大の防止という側面と社会経済活動の維持、再生ということが、これ国のほうでも言われています両輪でアクセルとブレーキというふうに同時にかけるようなことだということであるんですが、しかしながら、そういったことをやっていかないといけないということでもあります。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、この2つ、感染拡大防止と経済活動の維持再生、そういったものに対してどう取組を行うのか、お答えをお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 議員が言われるとおり、アクセルとブレーキですから同時に踏むわけにはいきませんので、大事であるというのは我々も認識しておりますので、時期によっては優先するほうを決めてブレーキをかけるときなのかアクセル踏むときなのかは、その

都度というのはあんまりですが、時期によって変えるかと思えますし。具体的な事業内容については、必要があればまた、後ほど担当課に答えさせます。

○議員（中村 昭人君） 先日、私も参加したんですが、飲食店のメンバーとスーパーの前に立って、新しい生活様式ということで徹底をお願いしたいというビラ配りを行ったところでした。もちろん、もう皆さん生活様式、新しい生活様式だったり、感染対策というのは十分にされているんだろうと思いますが、いま一度そういった町民、我々も含めてですけども、感染対策にどう取り組むかということは一つ一つ思いを起ししながらやっていかないと、ついついやはり以前に戻ってしまうというようなこともありますので、そこは気をつけていきたいなというふうには思います。

経済活動の維持については、またちょっと後ほど関連することもございますので、またそこでお伺いしたいと思います。

もう一つ、先ほど警戒レベルを下げるというようなこともありました。現状と、ちょっと確認も含めて、この西都児湯圏域の警戒レベルの状況がどのような状況にあるのか。県のホームページ等にも出ていますし、川南町のホームページにも、それを基にした対応方針というものがございますが、現在のこの西都児湯圏域のレベルはどのレベルにあるのかお答えいただきたいと思います。

○まちづくり課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

今の現状についての御質問をいただいております。

この今の西都児湯圏域についてであります。9月1日以降、県は、県全体の感染拡大緊急警報のレベル3から特別警報のレベル2というふうな、西都児湯のほうを下げております。すみません、これは県のほうのレベルですね。

あと、西都市、児湯郡圏域につきましては、もう全て感染者がいらないということで、感染未確認圏域ということでグリーンの色の圏域になります。

また、併せまして川南町でも対応方針を決めておりますが、これにおきましても警戒レベル1というようなことになっております。

ということで、町内の公共施設につきましては、一部の施設を除きまして通常どおりの活動を行っているところであります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 警戒レベルが1ということでございます。

対応方針の中に、施設の利用状況、可能かどうかということがある中で、その中に一番皆さん気になるのが行動、例えば県外に行くだったりとかということもございまして。

あと、例えばイベントだったり、そういった開催できるのかできないのかというようなこととどのガイドラインが今あって、どう対応していけばいいのかちょっと分からないような状況にあるかと思えます。

この間スーパーで、ある方に、娘さんが神奈川にいるんだけど、今行っていいのかという

ふうに聞かれまして、私もちょっと答えには困ってしまったんですが、県のホームページの中にどうそれが記されているかという、神奈川県だと感染流行地域ということで、「往來の必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請」ということで、これは、慎重に行動してくださいよというようなことで、行ってはいけないと、もちろんそのどれだけの重要な用事なのかということにもよりますと思いますけど、なかなかやっぱりこれだけでは迷うのだなというのは思いますが、しっかりとそれをそしゃくした上で、感染、移さない、移されないということを徹底した上で、やはりこういった活動も取り組まなくちゃいけないのかなというふうには思います。

そこの部分に関して、各個人のその県外の往來についてはどういうふうにご考えておりますか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、基本的に、感染者がゼロになったわけではありませんので、安全宣言というわけではありませんが、新しい様式を本当に十分徹底した上で、マスクなり咳エチケットなり、そういったものを徹底した上での県外の往來は可能というふうにご考えております。

また、感染流行地域につきましては、議員が言われるように、やはり必要最低限といえますか、慎重な行動をしていくべきだというふうにご感じております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） それでは、次です。

現状の認識について今先ほどお伺いしましたが、その認識の中に、今のこのコロナが与えた、この産業界への影響、町内経済への影響についてもどうお感じになっているかお伺いをしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

産業界に対する影響ということでございますので、まず農業関係につきましては、JAに対する聞き取りによりますと、生食用につきましては影響を受けていないということでございました。しかしながら、ジュースや焼酎等の加工用が、契約先の取引量が減っているため栽培面積の削減要請が来ているということでございました。また、贈答用のマンゴーですとか、イベント用の花卉類が影響があったということでございます。

現在、夏場ということで、JA尾鈴のほうに農産物の出荷はないということなんですが、高千穂の高冷地野菜のナスとトマトの選果作業を行っておるんですが、相場は例年並みということでございました。

林業につきましては、今回議案第55号一般会計補正予算（第6号）で町有林の立木売却収入約1,600万円の減額を計上しておりますが、これは、コロナの影響で木材需要が低迷しております、木材価格が低迷しており、伐採を見送ったほうがよいという伐採業者から助言があり、今年度は町有林の伐採を見送ったものですが、木材需要の回復傾向はなかなか見られないようでございます。

漁業関係につきましては、漁協に対する聞取りによりますと、ニベ、クイチが現在半額程度と回復できていないようでございます。また、ほかの魚につきましては、前年2割、3割減ではございますが、徐々に回復傾向にあるということでもございました。なお、もうすぐ旬を迎えます伊勢エビの価格は、昨年と比較して大幅に下落するだろうと予想をされておりました。

商業につきましては、飲食店につきましては客足が伸びないという声を聞いておるところでございます。また、セーフティーネット4号の申込みが52件、セーフティーネット5号の申込み件数が8件、危機関連補償が15件、合計75件ということで運転資金の確保に走られている商工業者の方がおられるようでございますので、現状は大変厳しい状況にあるのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 大変どの業種も厳しいというのは、これだけ影響が長引けば相当苦しいということだろうと思います。

8月のお盆の休業要請というものも解除されたんですが、以前の国の緊急事態宣言明けと違って、飲食店なんですけど、客足の戻りが非常に悪いというようなことを、これ私自身も感じておりますし、そういったお話を聞きます。やはり、人が動くことによって感染が広がるんだと、前回こう下がって、ちょっと安心したという部分もあったのかもしれないし、そこで行動が広がったときに、都会で発生したものが波及してきたと。さらに会食だったりという部分がピンポイントでやはり感染拡大をするということもありましたので、やはり敬遠されている部分というのがあるというふうに認識しております。

そのときに、先ほどセーフティーネットの件数も今お答えいただきましたけども、その場合じゃあどうするかと、国の支援策等もありました。町もありました。非常にありがたい話だと思いますが、急場をしのぐということは、これ銀行から借入れをするというようなことでありますが、銀行から借入れをして、あと利息補給とかは国なりの政策で無利子無担保ということもあったんですが、しかしこの返済原資ですよ。借入れをした返済原資はどこからするのかというと、基本的に将来の利益、キャッシュフローですよ。売上げから経費等々を支払って行って、最後の利益の中から原資を払うということ。

この利益が、先の景気回復が見通しが悪いということであれば、返済原資に窮してしまうということが廃業につながってしまうということになりかねません。

これ、商工会のほうも要望書に上げていたということもありますが、例えば利益の部分に対して、何か補填・補助、そういったものができないのか。または、別な、その長期化するという中で、1年間なり事業を行って結果を見るというような補償の仕方私には1点必要じゃないかなと思いますが、そういった事業者への支援の在り方について、お考えがあれば伺いしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質問に再度お答えをいたします。

3月26日、それからまたその後、要望書によりまして、今御質問のありました利益に対しまして、それで判断基準として補償はできないのかという御質問でありました。

現在のところは、協力金等、また支援金等につきましては、国の臨時交付金を活用して対応をさせていただいております。今後、この対応につきましては、町単独費になろうかと思っておりますので、いま一度財政サイド、町長、副町長等々と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 今あったとおり、以前の協力金なりというのは国・県というものの、臨時交付金とかいうことを活用してということがありました。

財政も、お金も財源も湧いて出るようなことではありませんので、そこは十分理解をしながら、しかしこちら、そういった事業者側の窮状というものを御理解をいただいて、また国なり予算獲得だったり、そういったものに対して動きをしていただければなというふうに思っています。

次ですが、情報共有の在り方ということで、個人情報、町長のほうの中で、何が必要かということで、誰が感染したかという情報ですよね、個人情報は必要だということでございます。

おっしゃるように、一旦感染者が出てしまうと、その家族もいれば職場の従業員ということも出てきます。そういった方へのサポートは、地域に密着している町行政が行うのがこれはベストだと。これは誰が考えても分かると思います。

さらに、この懸念されるのが、例えば集団感染が発生した場合、それが学校であればすぐにでも休校措置、学級閉鎖なりが措置を取る必要があろうかと思っておりますし、これが高齢者施設であれば、スタッフが例えば感染をして広がって、半分以上待機して足りなくなるというような状況も考えられます。そういった場合には、外部の医療職の助言や、外部の介護職のサポートが受けられる体制の整備が必要になるんじゃないかなというふうには考えます。これは、もう単独事業所だけではなかなか対応は難しいというふうに、私は考えております。

そのようなことから、町行政には必要な情報を与えるべきというのが私の考えであるんですが、ここは、先ほどの答弁のとおりだと思います。

では、県との協議は行っているのか、そういった話し合いの場はあったのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども、情報に関してはいろんな角度からの検討が必要であろうかと思っております。我々としては、知事、市町村長とのテレビ会談を何度かやっておりますが、担当者レベルが、事務的な手続もありますので、担当者レベルの会議をやっておりますので、担当課長のほうに答弁させます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

県とは、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の個人情報については、県が調査し保有するというところで、市町村には、個人情報を提供しても、市町村の対応は変わら

ないというような考えもあるようで、なかなか個人情報の提供には消極的な動きがあります。

そのような中でも、先月ですが、8月25日に新型コロナウイルス感染症担当課長会議ということで、私とまちづくり課長と出席したところなんです、その中でも求めていきましたし、今後も引き続き、個人情報の提供については、本町としても有効に活用する必要があるので、ぜひお願いしたいと働きかけていきたいと考えています。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 協議は行って、県にもその要求をしているということなんです。川南町は10年前に口蹄疫を経験しております。その際に、やはり、どの部分で町が仕切るのか、国・県がやるのかということで、かなり議論があったとお聞きしております。

そういった経験も踏まえた、ぜひ、ここは、これからインフルエンザ等もありますので、そういった環境整備では、ぜひ、そういった意見を踏まえて県に動いてもらうというようなことをやっていただきたいなというふうに思っております。

一方でといいますか、情報は共有すべきだというふうに私は考えますが、むやみにそれが、もちろん秘密保持の厳守ということもありますので、そういった個人情報に当たることは、厳にしっかりと管理をしていただいて、それが、いわれのない誹謗中傷につながらないように、それは徹底をしていただきたいなというふうに思っております。

先ほどからありますインフルエンザ、今後インフルエンザが考えられますが、今後、症状が出て、例えば熱が出たりとか、鼻水が出るといったことは、コロナでも症状が出るということですが、もし、そういった症状が現れたときということの、今ちょっと確認の意味も含めて、思った場合にはどう行動すればいいか。医療機関に対してどう行くのか、どうするかということをお聞きしたいと思います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

まず、疑わしい症状が出た場合ということですが、まず、新型コロナウイルス感染症健康相談センターと、そちらに電話して御相談頂ければと思います。

また、確かに、これからの季節は、季節性のインフルエンザと新型コロナの区別がつかないというようなことも懸念され、一部では、季節性インフルエンザの予防接種を無償化とか、いろんな策を講じている自治体もございます。

ある報道では、季節性インフルエンザと新型コロナ、両方が一遍に陽性反応とかいうのも検知できるようなものが開発されているというような情報もあるようですので、今現在においては、こちらの相談センターにまずは御相談していただくという方法しか取れないというふうに考えています。

あとは、国の状況を見ながら、医療機関とかでそういう両方が検査が受けられるというような状況が変わってくれば、また、その内容を周知していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議員（中村 昭人君） まずはお電話をとということです。それぞれ皆様、かかりつけ医

とかいうふうにあるかと思えます。なるべく、じゃ、電話をしていったほうがいいという御理解でよろしいでしょうか。

ちょっとすいません、時間もございますので、あれですが、ワクチンという話もあります。ワクチンが、来年の前半辺りに全国民に提供ができることを目指すというふうに厚生労働省は出しております。

来年は、東京オリンピックもあるのかないのかということもありますし、そういったことを含めて、対応ができることは我々でしっかり対応していくということで、かからない、うつさない、広がらないということを徹底していただいて、そこで、基礎自治体として何ができるかというのを、もう一度、考えを県と協議をしていただいて構築していただきたいというふうに考えております。

それでは、次に移ります。地域通貨（トロン）についてお伺いいたします。

ここ数年、国の推進策もあり、キャッシュレス決済が可能な店舗が増えてきています。日本では、早くからクレジットカードが普及してきましたが、今ではスマートフォンの普及に加え、各決済事業者のキャンペーンや国による推進の後押しがあり、P a y P a y、L I N E P a yなどが大規模な利用者数が、キャッシュレス決済の利用者数を伸ばしている状況にあります。その風に乗らして、本町でも9月からマイナポイント事業がスタートし、本格的に動き出しております。

次の3つについて、ここでは質問をしたいと思っております。

1つ目、そのマイナポイント事業の町民への周知と手応えについてお答えをお願いいたします。

次に、マイナポイント終了後、地域通貨の普及はどのような利便制や利益を町民にもたらすのか、お伺いいたします。

3つ目に、決済事業者、各お店が決済をする中では、手数料というものがかかります。町のほうは、手数料を見るようなお話もありましたので、その手数料の考えについて、どう今後対応していくのか、お伺いをしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 地域通貨についての御質問でございます。3つほどございましたので、細かい点は、実は、私も詳しくございませんというのが正直なところでありますので、その都度、必要に応じて担当課長に説明をさせます。

まず、全体的なことで、町民への周知と手応えということでございますが、この後の事業の周知につきましては、郵便局のタウンプラスという制度を活用しまして、全戸に8月25日から配布をいたしました。

また、町のほうも、ホームページであるとか、フェイスブック、インスタグラムなど、そういうSNSを使った広報を行っております。

手応えについては、9月1日から申請を開始しているところでございます。メディア等にも紹介もしていただいたところでございますが、また必要なときに答えさせますが、私個人

としては、実際使ってみて、なかなか便利だなという、手応えはあるなというふうに感じてはおります。

このマイナポイント終了後、地域通貨をどうするかということでございますが、現在は、本当に、国の事業にのっかってやっているというのが正直なところではございますが、今後、来年度以降に向けて、地域通貨として、新しい活用を生み出すことは当然必要でありますので、それについても、今、検討をしているところでございます。内容はまた、必要に応じて答弁させますが、例えば、現在いろんな形で商品券を支給している助成事業がございます。それについて、この電子通貨というか地域通貨を使えば、事務的にもいろんな管理とかいう面でも効率性は非常に利便性は向上するものと考えております。

最後に、事業者の決済手数料という考えでございますが、どの事業者に聞いても、手数料があるからなというのは、私も耳にしております。我々からすると非常に利便性が高いと思いつつも、実際の事業者の方にとっては、負担があるというふうには理解できるところでございますが、しかしながら、やっぱりそれが集客のアップであるとか、売上のアップにつながるのであれば、それは、私としては何とか投資として見ていただきたいなということを感じております。

今後については、当面は町のほうで手数料は支援したいと思っておりますが、この資本主義社会においては、最終的には、やっぱり事業者の方をお願いしたいというのが本音のところでございます。それについては、まだ、これからしっかりと検討していきたいと考えております。

○議員（中村 昭人君） マイナポイントについて、まず御質問ですが、これ、マイナンバーカードが必要なんですけども、ちょっとマイナンバーカードについて、このマイナポイント事業の取組で申請が増えたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） マイナンバーカードの申請につきましては増加しております。昨年度の平成31年4月から令和元年8月までの申請数は134人でした。今年度（令和2年度）の4月から8月までの申請数は634人となっております、約5倍の増加数となっております。マイナポイント付与事業がインセンティブになっていると考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） それでは、マイナポイント、現金を持ってきてポイント等を付与するという事なんですけども、この件数、実際何名の方がマイナポイントの付与をされたのか、件数お分かりであれば教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 昨日8日までで、ちょうど200人の方の申請がありました。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 200人ということ、その中の1人が私なんですけども、これ、ほかの決済事業者、P a y P a yとかいろいろあります。お分かりと思うんですけど、そこは、

ほかの事業所で申請してしまうと、町の経済は1人当たりマイナス2万円になります。でも、マイナポイントを川南町の地域通貨（トロン）を選べば、3万円プラスになるということです。ぜひ、皆さんのポイントをゲットしていただければなと強く思う次第でございます。

マイナポイントが、じゃ、終了した後に、どのような利便性が、これ、マイナポイントがあるから、今は普及をいうことはあるんですけども、実際、それを終わった後どうするかというところでもあります。

例えば、ポイントというのは、買物をすれば100円のものを買えば1万円のものを買えば何%かポイントが返ってくると。そのポイントがたまって、また、それで買物ができるといふ、これは消費者の購買意欲をかき立てるものなんですけども。

例えば、じゃ、地域通貨（トロン）の価値を高めるという意味でいくと、例えばどういった部分でポイントを付与したりとかできるのが考えられるのか。ちょっと具体的な話になりますけども、そういった構想があれば教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 担当課レベルの構想ということで御理解をいただきたいと思いますが、日本で一番利用されておりますP a y P a yが、還元率が0.5%から1.5%ということになっております。これより3%なり5%、10%ということで、買物に対しまして、もしも10%だったら1万円で1,000円、そのように魅力を高めていかなければトロン通貨の利用は増えないと思いますので、プレミアムポイントの付与を考えたいなというふうに考えております。

また、各店舗でポイントカードを発行されておられます。例えば、商工会の方が37グループぐらいで夢か〜どを発行されておりますが、夢か〜どですとか、A店舗のカードですとかB店舗のカードなんかを地域通貨に集約しまして、もうポイントを買物のときに探す手間をなくして、そういったことを考えております。

また、町長が答弁しましたが、これまで商品券で助成していた事業を電子地域通貨にすることによりまして、ポイントをもう役場のパソコンのほうから会員番号で管理しましてポイントを自動的に付与することができますので、役場のほうも事務の効率になりますし、町民の方もわざわざ役場のほうに商品券を取りに来られる手間がなくなるということで、利便性を増していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 各店舗で買物に対してポイントを付与することができるというようなことですが、そういったことを含めて、ぜひ消費喚起を促すような対策を打っていただきたいと思います。

あと、軽トラ市なんですけども、軽トラ市がちょっと今できておりませんが、11月に再開ができないかと。これ、県の新しい生活様式に対応したイベントを構築するというので、その委託を受けまして、商工会として新しい軽トラ市の在り方に取り組むということでございます。

それで何をするかということなんですが、言わば非接触型の決済を導入して、コロナに対応した市ですと。もちろんほかに消毒とかいうのもございますけども、一つの目玉として、地域通貨を活用した決済を導入したいというふうに考えております。例えば大型の電気店とか、来場ポイントとかいろいろ、そこに行けばポイントがたまっていくとかそういったものもございます。そういったものをPRしながら、町外の方が来られることが多いですので、そういった地域通貨トロンを軽トラ市でも導入できればというふうに考えておりますが、これに対して、町のほうからもいろんなアイデアだったりとかそういったものを頂ければと、これから御協力いただければなと思っておりますが、この件に関して何か考えがあればお伺いしたいと思っております。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 軽トラ市の件につきましては、以前から相談がっております。この件につきましては、全面的に支援、協力する考えでおります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） よろしくお願ひいたします。

次、最後ですが、先ほどありました決済手数料の件なんですが、実際、決済手数料を取るといった場合には、これ、何%になるのか、お答えいただきます。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 決済手数料につきましては、今年度の契約では3%ということになっております。

8月の臨時議会でも申しましたが、当初3%で契約しておったんですが、今年はサービスということで、町のほうも3%を負担しなくてよくなっております。

また、今後、業者のほうも商売ですので、決済手数料が値上げになる可能性はあるかもしれません。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 先ほど町長の答弁で、投資ということで考えれば、決済手数料の負担ということも将来的には事業者にお願ひをできないかというような趣旨を踏まえた答弁だったかと思っております。しかし、ほかの大型決済事業者でも、やっぱり手数料を取ることに對して撤退が進んでいってたりするということもございます。地域通貨を使えるお店が少なくなれば地域通貨を使う人も少なくなるわけで、そうすると自然とこのシステムは機能しなくなるわけですので、経済合理性だけではなくて、地域のインフラ維持という側面からも考えを持っていただきたいなと切に願うんですが。

実際、その経済効果が上がったということ、この基準というのはどういった部分を考えているのか。数値的なものとかそういったものがあれば、今のお考えがあれば、伺いたいと思っております。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 経済効果の基準についての御質問でありました。

現在、地域通貨のシステムによりまして、何時何分何秒にどこで買物がされたというデータを瞬時に収集することができます。

念のため申し上げますが、個人は特定することができません。あくまでも、A商店で何千円の買物があったというデータが集まるようになっております。

このデータを分析しまして、どのような業種が地域通貨の取扱いが多いのか、そういったいろんな方面から分析をしまして、経済効果に関する数値といいますか、基準を示せばというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ぜひ、明確な、そういった基準を示していただいて、決済の手数料をお願いするというような話に持って行っていただきたいなというふうに思います。

いろいろちょっと調べると、造幣局でお金を刷って個人に渡るまで、このインフラ維持するのに年間1.6兆円ほどかかっているということで、お金を流通させるのも相当コストがかかるんだと。そこに対して、決済、キャッシュレスを導入することによって、先ほど言いましたいろんな事務効率化ができて、そこでのコストカットができるということでもありますので、そこら辺りもぜひ考えていただきたいなというふうに思います。せっかく構築していくインフラですので、これは10年、20年たっても地域通貨が本町にとって目玉であるようにあってほしいなというふうに思います。

あと、ちょっと時間がないのであれなんですけど、これ、もうちょっとPRしてもらいたいなというふうに思っています。例えば、役場に行って、窓口に座って、2枚持っていけば非常に分かりやすかったんですが、実際それを例えばY o u T u b eで上げる。実際、こう来て、こういう手続があつて、こうもらえますよというようなPRの仕方をY o u T u b eに上げる。先ほど何か、口蹄疫の関連でY o u T u b eにということがありましたので、そういった実際キャッシュレスを使う年代に訴えていくということをやっていただきたいということと、あとスーパーとか、ここにあるんですけども、外に例えばのぼりとかを、地域通貨トロンという赤いのぼりでも立てれば、これは、おお、あそこも参加しているんだと。川南町に来たら地域通貨トロンって何やらかというふうなことで、町外の方にも目につくようなPRをぜひ行っていただきたいなというふうに思っております。私も事業者でありますので、そこについては我々事業者で何ができるかも踏まえながら、よりよい地域通貨のシステムづくりに寄与していきたいなというふうに考えております。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（河野 浩一君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後 3 時09分散会